

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 4.2.22可決 参議院 3.4財政金融委員会付託 3.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進

1 賃上げに係る税制措置の拡充等

- ① 大企業等については、現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を3%以上増加させた場合に、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、賃上げや人材投資（教育訓練費の増加）に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せし、最大30%を税額控除できる制度とする。その際、一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。
- ② 中小企業については、中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、税額控除率の上乗せ要件の見直しを行うとともに、税額控除率を最大40%に引き上げる措置を講ずる。

2 オープンイノベーション促進税制の拡充等

スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

二、カーボンニュートラルの実現

住宅ローン控除について、適用期限を延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅とともに、借入限度額の上乗せを行う。また、控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする等の見直しを行う。

三、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和4年度の租税減収見込額は、約690億円である。

【附帯決議】(4.3.22財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのか適切に把握することができるよう、政策効果の徹底した検証を行い、その結果を確実に公表すること。
- 二 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成されるよう適切な広報を通じて制度の周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果が最大限に発現するよう努めること。
- 三 租税特別措置については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書や、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果等を積極的に活用し、適用実績の把握と効果等の検証を十分に行

い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、税制の公平性等を確保する観点から不断の見直しと徹底した改革を推進すること。

四 貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化が進むとともに、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等、経済社会の構造変化が加速している状況を踏まえ、税制における再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大膽な見直しを早急に進め、その結果に基づき必要な改革を躊躇なく実行すること。

五 税収の見積りと実績に乖離が生じた場合には、国債発行額等に影響を与える可能性もあることから、税収の見積りやその前提となる政府経済見通しについては、経済や産業構造の変化等の精緻な分析を通じて、消費の実態の的確な把握を含め、税収に与える影響を検討するなど、不断の見直しにより正確性に万全を期すこと。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・I C T化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

七 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 4.3.3可決 参議院 3.23内閣委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する規定等の整備

1 サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案を「サイバー事案」と、当該事案のうち一定の重大なものを「重大サイバー事案」と位置付け、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の態勢に関する事務及び重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を追加する。

2 関東管区警察局に、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を分掌させる。

3 広域組織犯罪等に対処するための措置に関して、警察庁と都道府県警察が重大サイバー事案について行う共同処理に関する規定及び重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官の職権に関する規定を設ける。

二、警察庁の組織の改正

警察庁の組織について、サイバー警察局を設置し、その所掌事務としてサイバー事案に関する警察に関する事務等を定めるとともに、情報通信局を廃止し、長官官房の所掌事務に警察通信に

関する事務等を追加する。

三、施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行する。

【附帯決議】（4.3.29内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 重大サイバー事案に対処し、国民の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を守るため、万全の対策を講ずるとともに国民への適切な情報提供に取り組むこと。
- 二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、通信の秘密の保護を始めとした国民の権利と自由を不当に侵害しないよう徹底すること。特に、警察庁による重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等が新たに行われることに鑑み、警察に対する国民の信頼を十分に確保し、警察行政の民主的管理と運営を徹底するため、国家公安委員会は、法令に基づく適切な捜査等の実施及び警察官の適正な教育が実現されるよう、警察庁を厳正に管理監督すること。
- 三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する国民からの苦情申出に対しては真摯に対応すること。また、国家公安委員会に対する苦情申出制度については、国民に十分周知するとともに、苦情申出に適切・迅速に対応できる体制を整備すること。さらに、電子メール等の活用を含め、苦情申出を行いやすくするため、制度の内容や運用の見直しについても積極的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示すとともに、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、不斷に見直すこと。
- 五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画すること。
- 六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門人材を十分に育成・確保するとともに、民間の技術や知見も活用すること。なお、民間の技術や知見の活用に当たっては、捜査情報等が漏えいすることのないよう情報管理を徹底すること。
- 七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設に当たっては、サイバー事案に係る犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、都道府県警察の捜査能力を更に向上させるため、必要な措置を講ずること。
- 八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するとともに被害を最小化するため、犯罪の手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこと。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

（衆議院 4.2.22可決 参議院 3.9総務委員会付託 3.22本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5パーセントとする措置を講ずる。

二、法人事業税

付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行う。

三、個人住民税

住宅借入金等特別税額控除の延長等を行う。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 4.2.22可決 参議院 3.9総務委員会付託 3.22本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和4年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆538億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について、令和4年度及び令和5年度の償還額を増額し、令和36年度までに償還する。
- 3 令和4年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめる。
- 4 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、令和4年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。
- 5 令和4年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに929億円を確保することとし、総額1,069億円とする。

二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止する。

三、施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行する。

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.18財政金融委員会付託 3.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一する。

二、税関における水際取締りの強化

海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定する等所要の改正を行う。

三、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和4年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(412品目)及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品(6品目)の暫定税率を引き下げる。
- 2 たまねぎについて現行の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止する。
- 3 ノルマルパラフィンについて暫定税率を廃止する。
- 4 令和4年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置である選択課税制度及び特定免税店制度について、適用期限をそれぞれ3年及び2年延長する等所要の改正を行う。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和4年4月1日から施行する。

【附帯決議】(4.3.24財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

- 二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 三 最近におけるグローバル化の進展や地域的な包括的経済連携（R C E P）協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 四 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、より多くの税関職員に対する職域接種の実現など職員への感染症対策に万全を期すこと。
- 五 海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品の水際取締りが強化されるよう、職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 4.3.15可決 参議院 3.23財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第20次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,205億5,724万円の範囲内において出資することができる。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(4.3.29財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。
- 二 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。
- 三 国際機関に対する資金拠出が、援助需要に機動的に対応し、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的なものとなるよう、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを發揮することにより、国際社会における我が国の評価を高めるよう努めるとともに、資金の使途や事業の成果について十分な検証と必要な見直しを行うこと。
- 四 国際機関への出資割合に見合った我が国の国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に更に尽力すること。
- 五 開発途上国への債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループにおいても債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間で当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

期末手当の支給割合について、年間0.15月分（指定職職員については年間0.1月分）引き下げる。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 令和3年度の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.1月分引き下げる。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 令和3年度の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30内閣委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（イ及びロに掲げる育児休業に係るものを除く。）を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とする。

イ 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員が当該子についてする育児休業（ロに掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもの

ロ 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行う。

二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一

部を改正する法律の一部改正

行政執行法人の非常勤の職員について、介護休業の取得要件のうち、1年以上の雇用期間の要件を廃止する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 4.3.24可決 参議院 3.28財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の特例措置の期限延長

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を令和9年3月31日まで5年間延長する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 4.4.12可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、特別の事情がある場合を除き、現行の1回までを2回までとする。また、子の出生の日から一定期間内の育児休業については、現行の最初の育児休業に加え、2回目の育児休業についても、育児休業の回数制限に含めないととする。

二、非常勤職員について、介護休業の取得要件から、1年以上の雇用期間の要件を廃止する。

三、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30法務委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事補の員数を40人減少し、857人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を26人減少し、2万1,775人に改める。

三、この法律は、令和4年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.30法務委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、育児休業を原則2回まで取得可能とする。
- 二、一に加え、子の出生後57日間以内に育児休業を2回まで取得可能とする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.18厚生労働委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、雇止めによる離職者の給付日数を拡充する特例等の期限を令和7年3月31日まで延長する。
 - 二、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間における雇用保険率については、1,000分の9.5（うち失業等給付に係る率1,000分の2）等とし、同年10月1日から令和5年3月31日までの期間における雇用保険率については、1,000分の13.5（うち失業等給付に係る率1,000分の6）等とする。
 - 三、日雇労働求職者給付金以外の求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。以下同じ。）に要する費用に係る国庫の負担額について、毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合においては、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の4分の1とし、その他の場合においては、当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の40分の1とする。
 - 四、国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、当該会計年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、雇用保険法第66条第1項、第2項及び第5項並びに第67条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができるものとする。
 - 五、募集情報等提供事業を行う者等は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないものとする。
 - 六、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名等の事項を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。
 - 七、都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようするため、関係機関等により構成される協議会を組織することができるものとする。
 - 八、この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。
- 【附帯決議】 (4.3.29厚生労働委員会議決)**
- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、国民の雇用の安定と安心を確保することは国の重大な責務であることを再確認し、その実現に万全を期すこと。特に、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与えた影響や、これまで実施されてきた各種の雇用施策の効果等を十分に検証し、その教訓も踏まえ、今後の雇用安定化施策に活かすこと。

二、雇用保険の各種給付の水準をできる限り維持することを前提に、必要となる財源の確保に努めること。

三、労働政策審議会の委員に対し、雇用情勢及び雇用保険の財政状況の推移を逐次報告するとともに、委員から求めがあった際には審議会を開催し、安定的な労働保険特別会計雇用勘定の運営に向け、これまで以上に臨機応変な検討を行うこと。

四、労働保険特別会計雇用勘定については、必要な積立金の水準を達成するまでの間は、単年度においても黒字となる収支構造を目指し、一般会計からの繰入れ等により必要な積立金水準の確保を図るとともに、積立金が必要な水準に達した後もその水準の維持を図ることを中期的な雇用保険財政の運営方針とすること。

五、令和4年度の失業等給付においては、労働保険特別会計雇用勘定の安定の観点から、機動的に一般会計を雇用勘定に繰り入れられる仕組みの活用も含め、対応に万全を期すこと。

六、社会保障関係費に現在位置付けられている失業等給付の国庫負担について、従来の国庫負担の位置付けについての基本的な考えを堅持した上で、負担割合を将来的に従来の本則の水準(25パーセント)とする措置も含め、国の財政・財源の構造から検討すること。

七、失業等給付の国庫負担割合の判定基準とされる「基本手当受給者実人員70万人以上」について、新型コロナウイルス感染拡大後の雇用構造も踏まえ、実態に応じて適宜見直しの検討をすること。

八、雇用保険部会報告に示された新たな国庫繰入制度の運用の考え方を尊重し、雇用保険法第72条における重要事項として労働政策審議会の意見を聴くとともに、省令等への規定について検討すること。

九、超高齢化と人口減少に直面する我が国において、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等の機能を担う雇用安定事業については、政府の雇用施策の中でもその位置付けや重要度がこれまで以上に高まっていることや、同事業が今般の新型コロナ禍で果たした役割等に鑑み、同事業について、国庫負担の在り方を含めた真摯な議論を早期に開始すること。

十、令和6年度までに、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置の見直しだけでなく、育児休業給付の財源確保の在り方を含め、雇用労働者に限らず、フリーランスとして就業する者などを含む全ての働く者の育児・子育てを広く社会で支援する体制の構築を検討すること。あわせて、男性の出生時育児休業及び育児休業の取得促進に向けて、先般の改正法の施行状況を踏まえた上で、更なる施策の充実を検討すること。

十一、失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については、労使が拠出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から、返済の在り方について、一般会計からの繰入れとの関係も含めて検討すること。その際、雇用保険二事業の実施の状況、使用者側の負荷の状況等を勘案すること。加えて、育児休業給付資金についても、失業等給付の積立金から借入れを行った場合には、同様の検討を行うこと。

十二、失業者の再就職を促進するためには受け皿となる産業・企業、雇用機会の創出が不可欠であり、厚生労働省においても、雇用政策の一環として、必要な予算措置を行った上で、地域における雇用機会の創出にこれまで以上に取り組むこと。

十三、雇用調整助成金等については、特に業況が厳しい企業・地域において、今後も最大10分の10の特例措置を含め、あらゆる必要な制度設計や手続の検討を行うこと。特例として創設された休業支援金制度の効果、適用対象範囲の妥当性及び申請手続の在り方等について検証を行い、休業を余儀なくされた方の支援に関する実効性のある仕組みの検討を行うこと。

十四、改正後の職業安定法の規定により新たに対応が必要となる苦情処理体制の整備や募集情報の的確表示等の措置が全ての募集情報等提供事業者において確実に実施されるよう、従前の募集情報等提供事業者に加え、募集情報等提供事業の定義の拡大により新たに募集情報等提供事業者となる事業者に対しても、改正内容の周知を徹底すること。

十五、募集情報等提供事業者等が求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つために講ずるべき措置等の内容については、事実と異なる募集情報を信じた結果、不利益を受ける者が生じることのないよう、求職者保護の観点を最大限重視した上で検討を進めること。

十六、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示によって不利益を受けた求職者を適切に救済できるよう、労働局等における相談体制を強化・拡充すること。また、募集情報等の的確性を確保することは労働市場が的確かつ効率的に機能するために重要であることに鑑み、虚偽の表示等を繰り返すような悪質な事業者に対しては、立入検査や助言・指導、改善命令等の措置を躊躇なく実施すること。

十七、業務委託や請負など雇用形態以外の仕事を仲介するサービスを利用して仕事を探す者の適切な保護が図られるよう、改正後の職業安定法の運用によって得られた知見やフリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容等を踏まえて、必要な対策を検討すること。

十八、雇用仲介サービスに係る人工知能の利用に関し、実態の把握及び調査研究を実施し、労働者保護の観点から、必要な対策を検討すること。

十九、職業能力開発施策に係る財源も含めた労働者の職業能力開発機能の在り方について、幅広く労働政策審議会で議論を行うとともに、雇用保険二事業の能力開発事業、すなわち雇用保険制度の枠内での対応には限界もあることから、一般会計等の活用の検討を含め、関係省庁の連携を強化して政府全体で推進していくこと。

二十、改正後の職業能力開発促進法第15条により法定化される協議会の構成員の選定に当たっては、企業や地域の実情だけでなく、産業構造の変化とそれによる雇用の変化等に対応できるよう留意するとともに、多様な事情を持つ求職者や就労困難者の就職につながる訓練メニューの開発に資するよう、同条第1項第7号に規定する「その他関係機関が必要と認める者」を十分に活用するよう努めること。

右決議する。

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第15号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.23国土交通委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 國際園芸博覧会協会

- 1 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、博覧会業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）として指定することができることする。
- 2 博覧会協会としての指定は、令和12年3月31日までの間に限り、効力を有することとする。
- 3 主務大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができることする。

二 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

- 1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとする。
- 2 国は、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができることとする。
- 3 お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第2項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行できることとする。
- 4 博覧会協会は、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請できることとする。

三 主務大臣

この法律における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとする。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 4.3.29可決 参議院 3.30外交防衛委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される期末手当の支給割合を100分の162.5とする。

二、本法律は、公布の日から施行する。

三、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定める。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 4.3.24可決 参議院 3.24政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

1 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、移動期日前投票所の設置に要する経費を措置するための規定及び災害の発生や感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備するとともに、事務費などの基準額を改定する。

2 最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費などの基準額を改定する。

二、公職選挙法の一部改正

現在、中波放送の放送設備により行うこととされているラジオ放送による政見放送について、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により行うことができることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、公職選挙法の改正に係る部分については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 4.4.21可決 参議院 6.1総務委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、情報通信分野の外資規制の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波の有効利用の評価は、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、より適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行う。

二、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備として、携帯電話等の既設電気通信業務用基地局が使用している周波数について、電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき、競願の申出を踏まえ再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき等に再割当てを行うことができる制度を創設する。

三、令和4年度から令和6年度までの電波利用共益費用等の見込みを勘案した電波利用料の料額の改定を行うとともに、電波利用料の使途として、研究開発のための補助金の交付を追加する。

四、基幹放送の業務に係る認定申請書、基幹放送局の免許申請書の添付書類等の記載事項として、外国人等が占める議決権の割合等を追加するとともに、当該事項の変更を届出義務の対象に追加するほか、外資規制に違反した場合にその事情を考慮して認定基幹放送事業者の認定等の取消しを一定期間猶予できる措置について、所要の制度の見直しを行う。

五、日本放送協会は、毎事業年度の損益計算において生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額の一定額を還元目的積立金として積み立てるとともに、積み立てた額は、受信料の額の引下げの原資に充てなければならないこととするほか、専ら協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者を子会社として保有することを目的とする関連事業持株会社への協会の出資に関する制度及び受信契約の締結義務の履行を遅滞した者から協会が徴収することができる割増金の額に関する制度を整備する。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(4. 6. 2総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、総務大臣に代わり新たに電波の有効利用評価を行うこととなる電波監理審議会については、同審議会委員に技術的知見を有する委員を多く任命するなど、実効性ある機能強化を図ること。

二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。

三、政府は、今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平等に留意して、予算規模及び料額を決定すること。なお、当該決定に当たっては、議論の透明性を確保すること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。

四、政府は、電波利用料の料額の改定については、免許人等が負担の水準を予見できるよう、3年ごとに検討することを原則とし、安い電波利用料額の引上げは慎むこと。検討結果に基づいて所要の措置を講ずる場合においても、料額が急激に増加することのないよう留意すること。

五、政府は、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用料共益事務への積極的な活用を図ること。

六、政府は、情報通信分野の外資規制については、経済安全保障の観点からも重要であることに鑑み、外資規制の実効性が担保されるよう、審査手続及び審査体制を整備すること。

七、政府は、無線局の免許、放送事業者の認定等の業務の遂行に際しては、いやしくも行政がゆがめられたとの疑いを持たれないよう、公平・公正を旨とすること。

八、政府は、協会の事業収支差金のうち財政安定のために留保する金額の上限設定に際して、協会の財政安定と視聴者への還元を慎重に考慮し、明確かつ適正な水準を設定すること。

また、協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るために最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。

九、協会は、中間持株会社の設置と並行して子会社の再編を進める際には、関係する職員の雇用等に留意すること。

十、政府は、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、電波・放送行政の運営について

不斷の見直しを行うこと。

十一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。
右決議する。

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、急施の防災事業の拡充

国、都道府県又は市町村は、豪雨対策として急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急防災工事計画を定めて事業を行うことができるのこととする。

二、農地中間管理機構関連事業の拡充

施行地域内の全農用地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する等の要件に適合する土地改良事業の対象に、土地改良施設の新設等及び農用地の改良又は保全のための事業を加えることとする。

三、土地改良事業団体連合会の事業の拡充

1 土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事

土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事を加えることとする。

2 全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付

全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が行うことができる事業に、会員が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付を加えることとし、全国連合会は、資金の交付の事業に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができるとすることとする。

四、土地改良区の組織変更制度の創設

土地改良施設の管理を行う土地改良区は、その組織を変更し、一般社団法人又は認可地縁団体になることができるものとし、組織変更の手続について定めることとする。

五、施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、四については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.3.29農林水産委員会議決)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効活用を通じて、農業の生産性の向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業者の申請によらず、費用負担及び同意を求めずに実施する急施の防災事業の拡充に当たっては、地域の農業者の理解と納得を得た上で事業が実施されるよう、丁寧な説明を行うとともに、事業要件の透明性を確保し、また、通常の手続による事業の採択や進捗に支障が出ないよう、適切な運用を図ること。

二 農地中間管理機構関連事業の拡充に關連して、都道府県が、当該事業を実施するに当たっては、各市町村において実質化の取組が進められている人・農地プランの推進に資するよう引き続き配慮するとともに、適切に整備された農用地が確実かつ円滑に扱い手に貸し付けられるよう指導・

助言を行うこと。

三 土地改良区の組織変更制度の創設に当たっては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であることを踏まえた上で、制度の対象となる土地改良区及び土地改良施設の基準を明確に示すこと。また、土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体に組織を変更した場合には、地域の農業者が安心して営農を継続することができるよう、土地改良施設の維持・管理に係る支援を含め、必要な措置を講ずること。

四 全国土地改良事業団体連合会が農林水産大臣の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行って事業資金を交付する仕組みについては、土地改良施設の管理の適正化のために真に必要な事業が実施されるよう適切に運用すること。

右決議する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 4.3.31可決 参議院 4.18国土交通委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定所有者不明土地として、所有者不明土地のうち、その利用が困難、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として、その劣化の状況等を勘案して政令で定める基準に該当するものが存し、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地を追加することとする。

二 地域福利増進事業の対象に、災害対策実施の用に供する備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等の施設及び地域住民等の共同の福祉等に資する再生可能エネルギー発電設備の整備を追加することとする。

三 土地等使用権の存続期間について、地域福利増進事業のうち、事業の内容等を勘案して長期にわたる土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあっては、20年を限度とすることとする。

四 市町村長は、所有者不明土地のうち、所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれるものによる、当該土地の周辺の土地において災害を発生させる事態又は周辺の地域において環境を著しく悪化させる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要な限度において、確知所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために必要な措置について、勧告、命令及び代執行を行うことができることする。

五 市町村長は、管理不全所有者不明土地につき、当該土地の周辺の土地において災害を発生させる事態等の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法の規定による管理不全土地管理命令の請求をすることとする。

六 市町村は、単独で又は共同して、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るため、所有者不明土地対策計画を作成すること及び所有者不明土地対策協議会を組織することとする。

七 市町村長は、特定非営利活動法人等であつて、地域福利増進事業の実施等の業務を適正かつ確実に行うことができるものを、所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定することができることとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.4.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 再生可能エネルギー発電設備は、環境や景観への悪影響、土砂災害の要因になることも危惧さ

- れることから各地で住民とのトラブルも起きていることを踏まえ、地域福利増進事業の対象事業として、再生可能エネルギー発電設備の整備を追加するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、防災用の非常電源や住民参加の地産地消に資する発電設備等に限定するなど、その要件を厳格に定めること。また、当該設備の整備後においても適切な運用がなされるよう、関係省庁の連携の下、継続的な確認等の措置を講ずること。
- 二 特定所有者不明土地の範囲が朽廃した空き家等の建築物の存する土地に拡大することを踏まえ、地域福利増進事業等が円滑に行われるよう、建築物の除却に係る費用について、市町村等に対する必要な財政的支援を検討すること。
- 三 災害等の発生を防止するため、管理不全の所有者不明土地に対する市町村長による代執行制度が創設されることに伴い、その運用が適時適切に行われるよう、ガイドラインの作成、制度の周知徹底等を行うとともに、必要な財政的支援を検討すること。
- 四 所有者不明土地等の地域における課題がある土地への対応を実効的なものにするため、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のために組織することができる協議会において、宅地建物取引業者、司法書士、土地家屋調査士等の専門家の積極的な活用が図られるよう取り組むこと。また、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の活動が円滑に行われるよう、ノウハウの共有や必要な情報提供等を図るとともに、税財政上の特例措置等を検討すること。
- 五 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」の枠組みを当分の間、維持し、所有者不明土地問題等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携により政府一体となって引き続き総合的に取り組むこと。

右決議する。

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 4.3.10可決 参議院 3.22政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会付託
3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、沖縄振興特別措置法の一部改正

- 1 特別地区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事が認定する制度を導入し、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設ける。
- 2 沖縄の北部地域及び離島の地域の振興、子どもの貧困対策、多様な人材を育成するための教育、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等に関して、国及び地方公共団体の努力義務規定を創設する。
- 3 沖縄振興特別措置法の有効期限を令和14年3月31日まで10年間延長する。

二、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正

- 1 駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合の拠点返還地の指定要件を緩和する。
- 2 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の有効期限を令和14年3月31日まで10年間延長する。

三、沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲を拡大する。

四、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

沖縄振興開発金融公庫の株式会社日本政策金融公庫への統合時期を10年間延長する。

五、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減に関する措置について、令和8年9月30日まで（単式蒸留焼酎にあっては令和14年5月14日まで）延長して廃止するものとする。

六、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、改正後の沖縄振興特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行う。
- 3 沖縄科学技術大学院大学学園法を改正し、国が、同学園に対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる時期をおおむね5年ごととする。

【附帯決議】 (4.3.30政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に十分配慮し、沖縄県と連携を図りつつ、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

- 一、沖縄振興一括交付金制度が沖縄の自立的経済の発展に極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、安定的な制度運用及び必要な予算額の確保を図るとともに、さらに効率的・効果的に活用できるよう、県及び市町村と十分協議を行う等連携し、沖縄の実情に即した運用を図るなど一層の充実に努めること。
- 二、特区・地域制度の十分な活用により産業集積が一層促進され、もって沖縄の自立的経済の発展が図られるよう、広く制度の周知に努めるとともに、制度が十分活用され、かつ政策目標の達成に向けた効果を發揮するよう、必要に応じ課税の特例その他の制度の改善を検討すること。その際、「措置実施計画」の作成など課税の特例等の要件が、事業者の過大な負担や産業集積の進展の阻害とならないよう、企業活動の実情等を的確に把握した上で制度設計を行うこと。
- 三、特に北部地域及び離島において、地方公共団体による産業の振興やワーケーションに係る取組を含む移住・定住の促進、雇用機会の拡充、ICT等を活用した教育の充実等に資する取組への支援を強化するとともに、離島が我が国の領海及び排他的経済水域の保全に果たしている重要な役割を踏まえ、離島住民の生活にとって欠かせない生命線である離島航路・航空路の維持及び充実を図ること。
- 四、沖縄において、いまだ子どもの貧困問題が解消されていない状況を踏まえ、子どもの貧困対策の推進に資するため、子どもの教育・生活安定の支援、保護者の就労支援、子どもに対する経済的支援、対策に関わる担い手の人材育成・確保・待遇改善等について、財政上の措置を含めた適切な措置を講ずるよう努めること。
- 五、情報通信産業の振興に係る施策を進める上で、今後成長が見込まれる事業を重点的に強化することを踏まえ、計画期間全体を通じた取組を念頭に置いて設定される施策の成果指標等について適切に評価すること。
- 六、沖縄振興特別措置法の施行後5年以内の見直しについては、法の期限が10年間延長されることを踏まえ、計画期間全体を通じた取組を念頭に置いて設定される施策の成果指標等について適切に評価すること。
- 七、沖縄における米軍施設・区域の整理縮小及び早期返還の実現に努めるとともに、沖縄の基地負担軽減に一層全力を尽くすこと。
- 八、県及び市町村が駐留用地跡地の利用推進のために公共用地を取得する際には、過大な負担を生じさせることのないよう十分に配慮し、財政上の措置を含めた適切な措置を講ずること。
- 九、沖縄振興開発金融公庫について、沖縄の政策金融を総合的・一元的に担っていることを踏まえ、引き続き、沖縄振興策の展開において大きな役割を果たせるとともに、新事業創出促進業務の範囲の拡大に当たっては、民間金融を補完して民間主導の自立型経済の構築等に貢献するとの役割を踏まえ、民業を圧迫することのないよう十分配慮させること。
- 十、泡盛製造業が沖縄の伝統文化や風土を現代に伝えるとともに、特に、離島地域において重要な雇用の基盤を提供してきたことを踏まえ、今後10年間において泡盛の販路拡大や製造場の創意工夫を支援する取組を強力に展開すること。
- 十一、沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）については、世界最高水準の教育研究を推進していくための規模の拡充等の取組を支援するとともに、県や市町村及び沖縄の大学や企

- 業と連携した沖縄の特性や資源をいかした研究の推進等を通じ、OISTの教育研究が沖縄の振興及び自立的発展に貢献するよう促すこと。
- 十二、戦没者の遺骨収集、不発弾処理対策等の地元からも強い要望のある戦後処理問題等の諸問題について、政府が県及び市町村の協力を得て対応を加速すること。
- 十三、沖縄の深刻化する交通渋滞を解消するため、道路等の整備に努めつつ、総合的な交通体系の整備を促進するとともに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向け、公共交通機関に関連する技術の進歩の状況その他の事情を踏まえ、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についても調査及び検討を行うこと。
- 十四、沖縄島北部及び西表島等の世界自然遺産登録を踏まえ、沖縄における自然環境の保全等に資する生態系の維持・回復や生物多様性の確保、さらには海洋資源の持続可能な利活用に向け、関係各所と協議の上、全力で取り組むこと。

右決議する。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.19地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託
4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、各省各庁は、歳入等の納付のうち、他の法令の規定において納付の方法が規定されているもので主務省令で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であって、情報通信技術を利用するもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができる。
- 二、各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、指定納付受託者に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができる。
- 三、指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。
- 四、三の場合において、当該指定納付受託者が三の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。
- 五、指定納付受託者が三の歳入等を三の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。
- 六、各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務を適切かつ確実に実施することができる者を、その申請により、指定納付受託者として指定することができる。
- 七、指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 八、各省各庁の長による指定納付受託者に対する報告の徴収等について所要の規定を定める。
- 九、各省各庁の長による指定納付受託者の指定の取消しについて所要の規定を定める。
- 十、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 4.5.12可決 参議院 5.12東日本大震災復興特別委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保（以下「新産業創出等研究開発等」という。）に関する施策等の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、同計画は、三の機構が、新産業創出等研究開発等において中核的な役割を担うよう定めるものとする。
- 二 内閣総理大臣は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴かなければならないこととする。
- 三 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、基本計画に基づき、新産業創出等研究開発等その他の業務を総合的に行うこととする。
- 四 主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣等）は、7年間において機構が達成すべき研究開発等業務についての運営に関する中期目標を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないこととする。また、主務大臣は、中期目標を定めるときは、あらかじめ、復興推進委員会、福島県知事等の意見を聴かなければならないこととする。
- 五 機構は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬこととし、当該認可を申請するときは、あらかじめ、福島県知事の意見を聴かなければならないこととする。
- 六 機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の研究開発等業務の運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。
- 七 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度ごとの研究開発等業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないこととし、その結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（4.5.18東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 過酷な原子力災害に見舞われ人口減少が著しい福島浜通り地域において、定住人口の増大等地域の一層の発展に資する観点から、福島国際研究教育機構の設立を契機として、新たな産業を創出し、幅広い世代がより暮らしやすい地域づくりを将来にわたって着実に実施すること。
- 二 福島国際研究教育機構が先端技術を中核とした実用化重視の研究を行い、ベンチャー企業の創出、地域企業との連携を促進し、社会実装まで目指した取組を進めることで、地域の雇用創出や取引拡大、定住人口の増大等の地域発展に寄与する拠点となるよう整備すること。
- 三 福島国際研究教育機構が分野横断的な研究及び产学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成等を推進する重要な拠点となり、福島イノベーション・コラボレーション構想における創造的復興の中核拠点となるよう、復興庁の設置期限後も、政府は責任を持って、長期的かつ十分な予算、体制を確保すること。
- 四 我が国の科学技術力・産業競争力の強化を図るために、福島国際研究教育機構の魅力ある取組を世界に発信し、世界レベルの研究者を呼び込むとともに、世界に向けて研究者や研究成果を供給できるように努めること。研究者等が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組めるような多言語対応にも配慮した住環境づくりの推進を図るために、研究者やその家族の受入れに必要な生活環境・インフラ整備について、自治体と連携して取り組むための財源を確保すること。
- 五 福島国際研究教育機構を中心とした国際研究都市の形成のために必要不可欠なコンベンション

- 施設など産学の活動を支援する施設、5Gなどの情報通信基盤、基幹となる広域的な交通インフラその他の周辺環境の整備については、政府が前面に立ち、自治体と連携して取り組むとともに、自治体や事業者等が行う周辺環境の整備等については、政府が全面的に支援すること。
- 六 世界に類を見ない原子力災害に見舞われた福島県の復興のためには、東京電力福島第一原子力発電所の着実かつ安全な廃炉が必要不可欠であり、政府は廃炉につながる福島国際研究教育機構の研究開発を積極的に支援すること。
- 七 ふくしま医療機器開発支援センター等地域の研究施設と連携した研究開発や地域課題の解決につながる研究開発を支援するなど、福島イノベーション・コート構想の推進を加速すること。
- 八 福島国際研究教育機構の研究者等が安心して研究開発に取り組むことができるよう、研究者等の雇用形態は、本人の意向を踏まえ、可能な限り有期雇用から無期雇用へ移行するよう努めること。また、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、若手や女性が活躍しやすい魅力ある研究環境を整備し、その積極的な登用に努めること。
- 九 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めた切れ目のない形での福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させ、将来の大学・大学院の設置等につなげることも含め、検討を行うこと。
- 十 新産業創出等研究開発基本計画その他の本法で規定する目標、計画の策定等に当たっては、地域住民、企業、各種団体等の理解が得られるように、幅広い意見を聴取する機会を設け、その反映に努めること。
- 十一 福島国際研究教育機構の主務大臣が6大臣にわたることから、機構の理事長が各省庁の縦割りを超えた研究開発等を一元的に実施していくための指導力を発揮できるよう、復興庁が司令塔となり、理事長と緊密に連携しながら、共管省庁との適切な連携が図られるようにすること。また、機構の見直しに当たっては、復興庁の設置期限の到来を見据え、縦割り行政の弊害に留意した検討を行うこと。
- 十二 福島国際研究教育機構の理事等役員には、大学・研究機関・企業の運営に高度な知識及び経験を有する者、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、福島の復興に関して優れた識見を有する者など卓越した人材を任命すること。
- 十三 新産業創出等研究開発協議会は、原子力災害に見舞われ極めて厳しい状況に置かれ続けている地域と福島国際研究教育機構との密接な連携の重要性に鑑み、機構で行う研究開発や人材育成に関連する幅広い大学その他の研究機関を構成員とし、関係行政機関や地元地方公共団体等も含めて活発な協議を行い、機構の業務に積極的に関与すること。
- 十四 福島の復興・再生に向けて、福島国際研究教育機構の取組等を含め、いまだに帰還することができない県内外の避難者が真に安定した生活を取り戻すことができるまで、政府は支援を継続すること。
- 十五 福島国際研究教育機構は、研究開発や人材育成に関し、被災3県を始めとする東北及び隣接する茨城県等の廃炉等の原子力関連研究施設やエネルギーに関する大学・研究機関等とも密接な連携を取るよう努めること。
- 十六 福島国際研究教育機構と同様、福島県以外の被災地における雇用創出、定住人口の増大、新産業の創出、持続性のある人材育成、世界レベルの研究者の移住を推進するという見地から、国際リニアコライダー研究所の誘致を含め、世界最先端の国際研究都市の創造に向け、積極的な検討を行うこと。
- 右決議する。

二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第24号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.28外交防衛委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2025年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、外務省に、2025年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）1人を置く。
- 二、代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三、代表は、2025年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。
- 四、関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。
- 五、代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
- 六、代表の俸給月額は、117万5,000円とする。
- 七、この法律は、令和4年4月1日から施行し、2025年日本国際博覧会の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失う。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 5.13環境委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、都道府県及び市町村が温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。
- 二、機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。
- 三、政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有していなければならない。
- 四、機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する脱炭素化委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、対象事業活動の支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）及び支援の内容の決定、機構の保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定等を行う。
- 五、機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対する出資、資金の貸付け等の業務のほか、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むものとする。また、環境大臣は、機構が対象事業者及び支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。
- 六、機構は、令和33年3月31日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。
- 七、政府は、機構の社債又は資金の借入れに係る債務について保証契約をすることができる。
- 八、環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関する監督上必要な命令をすることができるほか、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場の立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 九、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.5.24環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地方公共団体による温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を策定及び実施するための

- 費用への財政措置に当たっては、地方公共団体ごとの地理的条件や気象条件等の特性に応じたきめ細かな支援を行うように努めること。また、地方環境事務所の体制を充実させるとともに、専門的な人材が不足している地方公共団体への支援を強化すること。
- 二、株式会社脱炭素化支援機構が我が国における脱炭素社会の実現に向けた公的な役割を担つていることに鑑み、外国資本の株式保有の比率が高いものとならないよう、政府は責任を持って監督すること。
- 三、株式会社脱炭素化支援機構が、脱炭素化に資する事業への投資需要に適切かつ柔軟に応じられるよう、株式会社脱炭素化支援機構の事業資金について、引き続き所要額の確保に努めること。
- 四、株式会社脱炭素化支援機構の役員等の選任に当たっては、適材適所を徹底し、公務員の新たな天下りの手段との疑念を持たれないよう、その運用に万全を期すとともに、株式会社脱炭素化支援機構が投資対象に関する専門的知見を備えたものとなるよう、投資に関する豊富な経験や知見等を有する人材を確保すること、また、人材の育成に当たって必要な措置を講じること。
- 五、株式会社脱炭素化支援機構に設置される脱炭素化委員会は、支援対象事業者及び支援の内容の決定等の株式会社脱炭素化支援機構の業務に関する重要な意思決定を行うことに鑑み、同委員会の運営等において、公正性・中立性・透明性の確保が図られるよう、政府は責任を持って監督すること。
- 六、事業年度ごとの業務実績評価の公表に加えて、株式会社脱炭素化支援機構に対し、出融資決定時における適切な情報開示や、実行後における当該出融資の適切な評価、情報開示を継続的に行うことを探ることを通して国民に対する説明責任を果たすように努めること。
- 七、株式会社脱炭素化支援機構による資金供給が、民間資金の呼び水の役割を果たしつつ民業補完に徹するものとなるよう、脱炭素化に資する事業に係る資金の需要、資金供給の状況等の把握を的確に行うように努めるとともに、一部の官民ファンドが多額の累積損失を生じさせていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構による出融資においては、全体として長期収益性を確保し、脱炭素化に有益な出資案件を見出していく規律ある運営がされるよう、政府は責任を持って監督すること。また、廃棄物関連施設への支援については、燃焼中心でなくリサイクルが進められ、過度に地方公共団体の負担増にならないよう監督し、森林関連事業の支援に当たっては、主伐を伴う場合、再造林の計画について確認すること。
- 八、株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業の選定が国産技術の活用促進等も視野に入れて戦略的に行われるよう努めるとともに、営農型太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大の切り札となる事業の形成が戦略的に進むよう、地域の理解を促進するための助言などソフト面の支援の充実強化に努めること。また、脱炭素の国際的な動向を把握し、適切に対応すること。
- 九、支援対象事業の選定において、収益性や政策性のみならず、地域の環境への配慮という観点も重視し、支援対象事業が原因のトラブルを発生させることがないよう、株式会社脱炭素化支援機構に対し、地域との共生を確保することを求めること。また、全国の再生可能エネルギー事業等の地域における導入に当たっての課題を十分に把握すること。さらに、地域の金融機関と積極的に情報交換を図るとともに、地域における雇用の確保など公正な移行に配慮すること。
- 十、株式会社日本政策投資銀行のグリーン投資促進ファンド等が既に脱炭素分野への既存の資金供給を行っていることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構との相乗効果を発揮する連携が実現するよう努めること。
- 十一、附則第4条に定める施行後10年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行うとともに、検討の結果を踏まえ、適宜適切に見直しの措置を講ずること。
- 十二、地域金融も含め、今後ともESG金融の普及拡大に必要な措置を講ずるよう努めること。また、企業による気候変動関連情報の開示の充実・促進に向け、関係省庁が連携の上、引き続き検討を進めていくこと。
- 十三、温室効果ガスの吸收源としての役割に加えて、水質改善、生態系保全等の相乗効果も期待できるブルーカーボンの活用の在り方について、引き続き検討を進めていくこと。
- 十四、地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5外交防衛委員会付託 4.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直す。
- 三、自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備する。
- 四、保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等をする。
- 五、本法律は、令和5年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 5.17地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、学校教育法の特例に関する措置の追加

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該地方公共団体の設定する構造改革特別区域内の職業能力開発短期大学校と大学とが連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程のものを修了した者が大学に編入学できることとする。

二、国立大学法人法の特例に関する措置の追加

地方公共団体が、当該地方公共団体の設定する構造改革特別区域内の国立大学法人の所有する土地等を革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に貸し付けることがイノベーションの創出に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、国立大学法人法の規定による土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができるこことする。

三、内閣総理大臣による情報の提供等に関する規定の追加

内閣総理大臣は、構造改革の推進等に関する提案をしようとする者又は構造改革特別区域計画の認定申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

四、提案募集の期限の延長

新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限を令和9年3月31日まで延長する。

五、認定申請の期限の延長

構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を令和9年3月31日まで延長する。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.4経済産業委員会付託 4.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）による外国法人への出資業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険の拡充

普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険のうち、輸出等に際して発生した追加費用を対象とする保険の填補事由を、感染症を含む非常リスク全般に拡大する。

二 前払輸入保険の拡充

「前払輸入保険」を「前払購入保険」とし、前払購入保険は、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなった場合に、当該前払購入契約に基づいて支払った代金等の返還を受けることができないことにより受ける損失を填補する貿易保険とする。

三 海外投資保険の拡充

海外投資保険が填補する損失として、海外投資を行った者が再投資先等の外国法人の株式等の元本等を外国政府等により奪われたこと等により受ける損失を追加する。

四 会社の業務の範囲に係る規定の見直し

会社の業務に、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができることを追加する。

五 スワップ取引保険及び信用状確認保険の新設

会社は、スワップ取引保険及び信用状確認保険を引き受けられることとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.4.7経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 ロシアのウクライナ侵略等による国際情勢の不安定化やビジネス活動のグローバル化・複層化の進展等に伴う様々なリスクの高まりに対応し、我が国企業が安心して対外取引を行うことができるよう、利用者のニーズ等を踏まえつつ株式会社日本貿易保険における貿易保険業務の一層の充実強化に努めるとともに、政府においても更なるリスクの軽減のための適切な支援を行うこと。

二 株式会社日本貿易保険が貿易保険事業を行う外国法人への出資を行うに当たっては、出資先との連携による情報共有の強化や意思決定への関与等を通して、利用者の利便性の向上や国際協調案件の形成等を図るなど、我が国企業の海外における事業展開等に資するものとなるよう努めること。

三 中小企業等の海外展開の推進に向けて、貿易保険の利用実態等を踏まえつつ、バイヤーの信用確認の負担軽減を始めとする利便性の更なる向上や既存の保険商品の見直し等も含めた負担の更なる軽減に取り組むとともに、関係機関と連携して相談支援体制の一層の充実強化に努めること。

四 株式会社日本貿易保険において、認められていない外国債の保有及び保険料の誤徴収という2つの法令違反事案が判明したことを踏まえ、貿易保険業務を適切に行うための法令遵守意識の向上及び組織・人員等の体制整備に引き続き努めるとともに、文書主義の徹底を図りつつ政府においても適切な監督を行うこと。

右決議する。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 4.13外交防衛委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持その他社会情勢の変化を踏まえた制度の見直しを図るため、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備、査証欄の増補の廃止、一般旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備する。
- 二、旅券の査証欄の増補を廃止する。申請者が現に所持する一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合、有効期間及び種類が当該一般旅券の有効期間及び種類と同一である新たな一般旅券を発行することができることとする。
- 三、国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないとすることとすることができるとしている。
- 四、一般旅券の発給の申請をした者が一般旅券の発行の日から6月以内に当該一般旅券を受領せず、当該一般旅券がその効力を失った場合であって、かつ、当該一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から5年以内に最初に一般旅券の発給の申請をする場合には、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額に4,000円を加えた額の手数料を国に納付しなければならないものとする。
- 五、永住を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合に代え、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合において手数料を減額し、又は免除できることとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案(閣法第30号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 4.13外交防衛委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災から10年が経過し、令和3年3月12日以降、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律に基づき震災特例旅券の発給の申請が行われることは想定されないため、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律は、廃止する。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

博物館法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 4.3.24可決 参議院 4.4文教科学委員会付託 4.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館登録制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、博物館法の目的に、文化芸術基本法の精神に基づくことを追加する。
- 二、博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加する。
- 三、博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 四、登録の申請に係る博物館の設置者は、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は博物館を運

営するために必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当する法人（国及び独立行政法人を除く。）のいずれかであることとともに、登録の申請に係る博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を行う体制等が、都道府県又は指定都市の教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）の定める基準に適合するもの等であることとする。

五、都道府県等教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする。

六、登録された博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県等教育委員会に報告しなければならないこととともに、都道府県等教育委員会は、登録された博物館の適正な運営を確保するために必要がある場合等において、当該博物館の設置者に対し、報告徴収、勧告等を行うことができることとする。

七、学芸員補の資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とともに、文部科学大臣及び都道府県の教育委員会による研修の対象に、学芸員及び学芸員補以外の者を含めることとする。

八、この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

【附帯決議】（4.4.7文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二、登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めるという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るために支援を行うこと。

三、博物館の中核的職員である学芸員については、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善や、博物館職員の充実を図るための財政的支援に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。

四、博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な知見を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図るなど、館長としての職責を十分果たすことのできる環境の整備に努めること。また、館長の専門職化に努めること。

五、これから博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されることから、国立博物館を中心として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。

六、本法による新たな博物館登録制度の下で、都道府県・指定都市の教育委員会における業務負担の増大が想定されることに鑑み、都道府県・指定都市の教育委員会において、博物館に係る知見を有する専門人材の配置及び育成、博物館関連業務に当たる職員の増員等の体制の強化が可能となるよう、必要な支援に努めること。

七、博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・設備の老朽化への対応も求められる中、従来担ってきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るため、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、とりわけ

小規模な博物館における経済的・人的資源の不足が深刻であることを念頭に置きつつ、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に関し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たっては、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の多様性を尊重することや、その特性に格段の配慮をすること。

八、博物館法第8条に定める「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を定めるに当たっては、本附帯決議の精神を反映させよう努めること。

右決議する。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 4.3.31可決 参議院 4.8農林水産委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動（以下「環境負荷低減事業活動」という。）等に関する認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本方針等

農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本方針を定め、市町村及び都道府県は共同して基本方針に基づき基本計画を作成し、農林水産大臣に協議し同意を求めることができるこことする。

二、環境負荷低減事業活動実施計画等の認定等

環境負荷低減事業活動又は集団等で行われることにより環境負荷の低減の効果を高める環境負荷低減事業活動（以下「特定環境負荷低減事業活動」という。）を行おうとする農林漁業者は、その実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることとする。

環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者に対しては、農業改良資金等の償還期限の延長等の特例措置を、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者に対しては、農地法等に基づく手続の簡素化等の特例措置を講ずることとする。

三、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域にある相当規模の一団の農用地所有者等は、有機農業生産団地を形成するため、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることとする。

四、基盤確立事業実施計画の認定等

環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業を行おうとする者は、その実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることとする。

計画の認定を受けた者に対しては、品種登録出願料等の減免等の特例措置を講ずることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.4.21農林水産委員会議決)

近年、気候変動や生物の多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、農林漁業及び食品産業における環境への負荷を低減していくことが重要となっている。また、世界情勢の変化により国民の食料安全保障への関心が高まる中、将来にわたる農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給を確保するため、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、こうした農林水産物等の流通及び消

費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムを確立することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 環境と調和のとれた食料システムについては、農林漁業者、食品事業者、消費者等の幅広い関係者の理解の下、これらの者が連携することにより、その確立が図られるものであることに鑑み、国が必要な施策の検討及び実施を行うに当たっては、農林漁業者等、特定の者ののみに過度な負担をもたらすことがないよう配慮するとともに、農林水産物・食品の付加価値を高め、農林漁業者をはじめとする関係者の経営の発展、農山漁村の活性化に資するよう努めること。
- 二 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境分野や教育分野など、幅広い分野との連携が必要なことから、省庁横断的に取り組むこと。
- 三 農林漁業における環境への負荷の低減の取組が正当に評価されるよう、消費者及び食品事業者の理解の醸成に取り組むこと。特に、販売面における対策の強化として、消費者の選択に資する効果的な販売環境の整備が図られるよう、販路開拓に向けた支援の在り方、消費者等に分かりやすい表示・広報、環境への負荷の低減の状況を把握する手法等について検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 四 環境への負荷の低減に向けて、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした有機農業の実践を生産現場で容易にする栽培技術の確立や、当該技術を普及する人材の育成・確保に努めること。
- 五 環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた先進的な取組の実践等に寄与した農林漁業者並びに食品製造・加工業、卸売・小売等の流通業、飲食業その他の食品事業者等の顕彰に努めること。
- 六 基本方針の作成に当たっては、食料システムを構成する生産から消費に至る各段階の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。
- 七 市町村及び都道府県の基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う市町村及び都道府県に過度な負担をもたらすことがないよう、市町村及び都道府県の実情に応じた適切な配慮を行うこと。
- 八 農林漁業において、規模の大小を問わず多様な経営体が重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの経営体が持続的に意欲を持って環境負荷低減事業活動等に携わることができるよう必要な支援を行うこと。
- 九 有機農業等に取り組む生産者は慣行農業に取り組む生産者とともに地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、これらの生産者の交流・連携が一層進展するよう環境整備を図ること。
- 十 次代を担う子どもたちに環境と調和のとれた食料システムの重要性を伝え、また当該システムの担い手としての意識を促すため、学校教育等の場を通じた食育の推進に取り組むこと。
- 十一 農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。

右決議する。

植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 4.3.31可決 参議院 4.11農林水産委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、侵入調査の実施及び緊急防除の迅速化

- 1 農林水産大臣は、侵入警戒有害動植物の国内への侵入状況等を調査する事業を行うものとする。
- 2 農林水産大臣は、緊急防除の実施に関する基準を定めることができることとし、当該基準に従って緊急防除を行うときは、事前の告示の期間を10日まで短縮することとする。

二、国内に広く存在する有害動植物への対応の強化

- 1 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除基本指針を定めるものとし、都道府県知事は、基本指針に則して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除計画を定めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1の計画に農業者が遵守すべき事項を定めることとする。
- 3 都道府県知事は、農業者に対し、2の遵守事項に即した防除に係る指導、助言、勧告及び命令を行うことができるのこととする。

三、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡大等

- 1 植物防疫官が行う立入検査、輸出入検疫及び国内検疫並びに緊急防除のために講じる措置の対象に農機具等の指定物品を追加することとする。
- 2 植物防疫官は、出入国者に対し、質問及び携帯品の検査を行うことができることとする。

四、登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

輸入国が輸出国の植物検疫証明を必要としている植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の登録を受けた検査機関が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができることとする。

五、その他

- 1 國際植物検疫、国内植物検疫又は緊急防除に係る違反に係る罰則を引き上げることとする。
- 2 法律の目的に、有害動植物の発生の予防を追加することとする。
- 3 有害植物の定義に、直接又は間接に有用な植物を害する草を追加することとする。
- 4 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 4.4.12可決 参議院 4.20文教科学委員会付託 5.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、当該校長及び教員ごとに、研修等に関する記録を作成しなければならない。研修等に関する記録には、当該校長及び教員が受講した研修実施者が実施する研修に関する事項等を記載するものとする。

二、公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。指導助言者は、これらを行なうに当たっては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

三、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

四、普通免許状の授与を受けるために必要な科目的単位のうち、教科及び教職に関する科目（文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目的単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程について、その修業年限を1年以上とする。

五、普通免許状を有する者が教育職員免許法別表第8により他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを追加する。

六、この法律は、令和4年7月1日から施行する。ただし、一及び二については令和5年4月1日から施行する。なお、この法律の施行の際に効力を有する普通免許状及び特別免許状であって、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の

日以後は、有効期間の定めがないものとする。

【附帯決議】 (4. 5. 10文教科学委員会議決)

- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、「新たな教師の学びの姿」は、時代の変化が大きくなる中にあって、教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、資質の向上のために行われる任命権者による教員の研修等に関する記録の作成並びに指導助言者が校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」は、研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとすることを周知・徹底すること。とりわけ、校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。
 - 二、オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。
 - 三、本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。
 - 四、文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、報告等を簡潔なものとするなど負担増とならないように留意すること。
 - 五、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第22条第2項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとすること。また、当該記録については、個人情報の保護に関する法律にのっとり適切に管理されるよう各教育委員会に周知・徹底すること。
 - 六、地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。
 - 七、文部科学省及び各教育委員会は、臨時の任用教員に対する研修の機会が確保されるよう周知・徹底すること。また、会計年度任用職員についても校内研修など職務としての研修が勤務時間内で確保されるよう周知・徹底すること。
 - 八、「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

右決議する。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(閣法第35号)

(衆議院 4. 4. 28可決 参議院 5. 11文教科学委員会付託 5. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るために、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成

等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針を定める。
- 二、大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。
- 三、二の認定を受けた国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標、目標を達成するための事業等を記載した計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることができる。
- 四、機構は、三の認可を受けた計画（以下「認可計画」という。）に記載された事業に関する助成を行うとともに、当該助成の実施に関する方針を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 五、三の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 六、文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 七、文部科学大臣は、一定の要件の下において、国際卓越研究大学の認定及び認可計画の認可を取り消すことができる。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.5.17文教科学委員会議決）

- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。また、国際卓越研究大学の認定、計画の認可に当たっては、大学の自治を堅持するとともに、早期に研究成果の活用が見込まれやすい応用研究が優先されることがないよう、研究成果の活用までに時間のかかることが多いものの人類が新たな知識を得る観点からも大きな意義を持つ基礎研究等を含め、研究の多様性を確保すること。
 - 二、国際卓越研究大学が欧米主要大学の運営方法をいたずらに模倣し、教育研究内容の充実に關係なく、単に大学の財政基盤の強化を目的とする授業料等の増額等を行うことで、学生の教育機会に経済的な制限がかかるような事態を招くことがないようにすること。
 - 三、大学において任期を付さない、安定的な身分の研究者及び正規雇用職員を増やし、研究力の強化を図るため、大学ファンドによる支援に関わらず、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。
 - 四、政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るために、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を發揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。
 - 五、政府は、我が国の研究者全体の研究力の向上を図るために、個々の研究者がそれぞれの研究環境において多様かつ独創的な研究に継続的かつ発展的に取り組めるよう、科学研究費助成事業や特別研究員制度等の研究者に対する支援策を拡充すること。
 - 六、我が国の科学技術の水準を長期的に向上させるには、将来を担う若手研究者の確保・育成が重要であることから、博士後期課程に在籍する学生のうち生活費相当額を受給する者の割合の更なる引上げを進めるとともに、修士課程に在籍する学生に対する経済的支援の在り方についても検討すること。
 - 七、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等

の基盤的経費や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、第4条第3項第4号に規定する「民間事業者との連携協力のための体制」、同項第5号に規定する「知的財産権の取得及び活用を行う体制」について、文部科学大臣が認定を行う基準の策定及び当該体制の運営に当たっては、憲法で保障されている学問の自由に基づいて、研究成果の公開性と公共性という原理を最大限に尊重すること。

右決議する。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号) (先議)

(参議院 4.4.4国土交通委員会付託 4.13本会議可決 衆議院 6.9可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 自動車損害賠償保障法の一部改正

1 保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の調停（以下「紛争処理」という。）による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から1月以内に当該紛争処理の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があったものとみなすこととする。

2 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること等に該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるとする。

3 政府は、自動車事故対策事業として、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等事業を行うとともに、その業務は、国土交通大臣が管掌することとする。

4 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画を作成することとする。

5 保険会社等は、自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならないこととする。

二 特別会計に関する法律の一部改正

自動車安全特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分することとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.4.12国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 日本のクルマ社会において「誰もが安心できる共助社会の実現」を目的としている自動車ユーザーのための保険料からの運用益を一般会計に繰り入れたことや、厳しい金利状況により自動車安全特別会計の積立金の運用益を財源として事業を行う枠組みが破綻したことが、被害者支援対策・事故防止対策の継続を困難なものとし、自動車ユーザーに新たな賦課金を求めることがあります。これを踏まえ、財務大臣及び国土交通大臣は、財源の枯渇を招いた原因と現状を含め、自動車ユーザーの納得を得るべく説明責任を果たすとともに、被害者支援対策・事故防止対策の維持に責任を果たすこと。また、繰入金残額の約6,000億円全額を被害者支援対策・事故防止対策が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう、一般会計からできる限り早期かつ着実に繰り戻す措置を講ずること。

二 新たな賦課金制度の導入に当たっては、被害者支援対策・事故防止対策に係る取組の現状及び課題について積極的に情報を発信するとともに、制度導入の必要性について丁寧な説明を行うな

ど、自動車ユーザーの理解が得られるよう努めること。また、その具体的な負担額の水準の決定に当たっては、一般会計からの繰戻し額を踏まえて、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などで構成された「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において客観的かつ丁寧な議論を行い、自動車ユーザーの負担を極力抑えるよう努めること。

三 今後、追加・拡充される被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき施策については、新たな賦課金を求めることがある以上、施策決定過程の「見える化」を行い、実施内容を精査すること。特に、各施策の費用対効果等に関する事前及び事後の検証については、使途を明らかにした上で、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などの意見を踏まえ、第三者による客観的な視点で行うとともに、毎年実施すること。また、未成年者を対象とする事故防止対策を強化すること。

四 被害者支援対策については、自動車事故被害者、その家族及び遺族等が求める支援のニーズが、事故直後の専門的な治療・リハビリの機会の充実のみならず、介護者なき後の被害者の生活支援、高次脳機能障害への対応、就労支援、遺族の精神的ケアなど長期的なものに關しても高まっていることから、これらの充実を図ること。特に、希望した在宅重度後遺障害者が、グループホーム等障害者支援事業所への入所を含め、必要とする障害福祉サービスを円滑に受けられるよう、十分な体制を整備すること。また、短期入院・入所協力の充実を図ること。

五 被害者支援対策の実施に支障を来すことのないよう、療護施設等の老朽化対策、防災対策を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の充実・強化に努めること。

六 無車検、無保険状態での運行を防止するため、自動車の検査時期について使用者の認識を向上させるための措置等、無車検車、無保険車の排除のための適切な措置を早急に講ずること。

七 自動車事故対策勘定の積立金については、一定期間引き続き経常的な歳出の一部に充てることにより、自動車ユーザー負担の抑制を図ることとするが、将来的な自然災害などの非常時等に備えた臨時の歳出の財源に充てるために必要な規模は常に確保すること。

八 自動車事故対策勘定における積立金の運用状況が大幅に改善される等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を行うこと。また、自動車安全特別会計の各勘定における剰余金の取扱いについては、今後、他会計への繰入れを行わないこと。右決議する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 4.4.7可決 参議院 4.13内閣委員会付託 5.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を定める。

二、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度として、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある重要な物資の安定供給確保を図るため、特定重要物資を指定し、事業者の取組を支援するとともに、安定供給確保が困難と認めるときは政府が更なる対策を講ずる制度を創設する。

三、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定の役務の安定的な提供を確保するため、妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要な設備等を審査する制度を創設する。

四、特定重要技術の開発支援に関する制度として、先端的技術のうち、当該技術が外部に不当に利

用された場合等において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある技術の研究開発の促進と適切な活用のため、必要な情報の提供、資金の確保、調査研究等の措置を講ずる制度を創設する。

五、特許出願の非公開に関する制度として、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の特許出願につき、出願公開等の手続を留保し、発明の開示や実施を制限することを可能にする制度を創設する。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】 (4.5.10内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法施行に当たっては、安全保障の確保に関する経済施策と自由かつ公正な経済活動の促進の両立が重要であることに十分留意すること。

二 基本方針は、本法による施策が我が国の産業競争力に与える影響に留意し、安全保障の確保のためになされる規制等が経済活動の自由を不当に阻害するがないよう、また、事業者等の自主性が十分尊重され、かつ、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないよう策定すること。

三 4分野におけるそれぞれの基本指針の策定に当たっては、経済活動の自由を不当に阻害することのないよう、かつ、事業者等に過度な負担を強いることのないよう十分に留意すること。また、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者（本法第49条第2項第5号）に代表される事業者等関係者との連携については、相談、助言その他の援助を行うほか、恒常的に十分意思疎通を図り信頼関係を醸成するよう努めること。

四 特定重要物資を指定する政令及び安定供給確保支援法人の指定に関する主務省令並びに特定社会基盤事業者の指定基準を定める主務省令は、関係事業者、関係事業者の団体その他の関係者の意見に十分配慮し制定すること。また、特定重要物資を指定する政令の制定に際しては、必要な知見を有する者の意見も参考すること。

五 物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対する報告徴収（本法第48条第1項）及び特定重要設備の導入等後の勧告（本法第55条第1項）は、自由かつ公正な経済活動に与える影響を十分考慮し、事業者等の過度な負担にならないよう、必要最小限度にとどめるべきという国会での議論があつたことを踏まえ、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度について一層配慮した報告徴収、勧告とすること。

六 特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のためには、重要物資の輸送手段も重要なことから、輸送手段の確保等の必要な措置について十分配慮すること。

七 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度において、中小規模の事業者については、役務の安定的な提供に支障が生じた場合に与える国民生活又は経済活動への影響が限定的であるほか、規制への対応が相対的に大きな負担となると考えられることから、規制の対象とするべきかどうかの検討は慎重に行うこと。

八 特定重要設備の導入等に係る審査については、事業活動に与える影響を踏まえ、可能な限り短期間で実施すること。そのため、必要な審査を効率的に行うことができるよう、関係省庁の連携も含め、審査体制の充実に取り組むこと。

九 特定重要技術の開発支援については、我が国の技術的優位性ひいては不可欠性を確保することにつながるか否かを十分に検証した上で、対象となる技術をしっかりと見定めていくとともに、真に必要なものに対し集中的に行うこと。

十 特定重要技術の開発支援に当たっては、宇宙科学技術、海洋科学技術、量子科学技術、人工知

- 能関連技術及びバイオ技術の重要性に留意し、研究開発の促進及びその成果の適切な活用が図られるよう検討すること。
- 十一 特定重要技術の開発を支援するため、十分な財政措置を講ずること。
- 十二 保全対象発明の選定に当たっては、産業への影響を考慮して対象をできる限り限定的なものとすること。その際、デュアルユース技術については、国費による委託事業の成果である技術や、防衛等の用途で開発された技術、あるいは出願人自身が了解している場合などを念頭に、支障がないケースに限定すること。
- 十三 特許出願の非公開に関する制度の運用は、イノベーションの意欲を削ぐことのないよう関係者の意見を聴いて、慎重に行うこと。
- 十四 特許出願の非公開に関する制度の運用に当たっては、特許出願人が手続を円滑に行うことができるよう配慮すること。
- 十五 保全審査を行う機関について、関係省庁及び外部の専門家の知見が十分に活用できるような仕組みを構築するとともに、保全審査に携わる職員の専門性の向上に配意すること。
- 十六 本法第80条の規定に基づく損失の補償に当たっては、特許出願人が過度な不利益を被ることのないよう十分配慮すること。
- 十七 本法全体及び個別具体的な施策の施行状況について、国会、国民に公表し、十分な説明を行うとともに、事業者、研究者等を含め、その理解を得るよう努めること。
- 十八 安全保障の確保に関する経済施策に関する情報の収集、整理及び分析を推進する観点から必要があると認めるときには、その体制の整備について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 十九 本法第48条第1項の規定による報告徴収の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同項の規定による報告徴収の実効性を確保するための方策について、本法の施行後適当な時期において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 二十 地方公共団体が地域において住民の生活及び経済活動の基盤である水道、鉄道等を保有しているほか、地域において先端技術を有する中小企業が存在することに鑑み、地方公共団体に対し、経済安全保障の観点から必要な助言その他の援助を行うこと。
- 二十一 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。
- 二十二 経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっていることに鑑み、人権に配慮した経済活動が行われるよう必要な検討を行うこと。
- 二十三 4分野に限らない経済安全保障に関する諸施策の実効性を伴う総合的な推進を図るために方策について、本法の施行後適当な時期において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 右決議する。

こども家庭庁設置法案(閣法第38号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.18内閣委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

- 本法律案の主な内容は次のとおりである。
- 一、内閣府の外局として、こども家庭庁を設置し、その長は、こども家庭庁長官とする。
- 二、こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のことのこどもの健やかな成長及び子育て支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

三、こども家庭庁は、二の任務を達成するため、内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省から移管するこどもの福祉及び保健、子育て支援等に関する事務に加え、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保、こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備、こどもの権利利益の擁護等に関する事務をつかさどるとともに、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項、結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項、子ども・若者育成支援に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

四、こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

五、こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置く。

六、この法律は、令和5年4月1日から施行する。

七、政府は、この法律の施行後5年を目途として、こどもの健やかな成長及び子育て支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（4.6.14内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 こども施策の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体等の連携及び人材の育成確保に万全を期すこと。特に子どもの教育に関しては、こども施策に関する総合調整機能を担うこども家庭庁と教育行政をつかさどる文部科学省との緊密な連携の確保を図ること。

二 生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援、いじめや不登校への対応、児童虐待防止対策等のこども施策はこども家庭庁設置後においても複数の府省庁が関わることから、こども家庭庁は、こども施策の司令塔として、企画立案、執行、評価及び改善の各段階を通じて積極的に関与し、子どもの最善の利益の実現を図ること。その際、必要に応じて関係府省庁との協働プロジェクトを開催するなど、組織の枠組みにとらわれない施策の実施に努めること。また、こども家庭庁がその「役割」を十分に果たせるよう、しっかりと人員体制の構築を図ること。

三 こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第12条の規定による関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使すること。

四 こども家庭審議会は、メンバーの選定及び運営の公平性・透明性を確保するとともに、こどもを取り巻く諸課題に迅速に対処するために必要な課題の把握・検証を不断に行い、関係府省庁、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などに対する実効性のある施策の実現に取り組むこと。

五 こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、子どもの意見形成を促進するために、子どもの年齢及び発達の程度を考慮し、こどもが理解しやすく、かつ、アクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。

六 子どもの年齢及び発達の程度に応じ、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。

七 政府は、こどもに関するデータや統計について、国際比較の観点も含め、更なる充実を図ること。

八 我が国の家族関係社会支出が諸外国と比べて低水準となっているとの指摘を踏まえ、こども政策については、子どもの視点に立って、必要な政策を取りまとめた上でその充実を図り、十分な予算確保の方策及びそのための安定財源の確保の検討に早期に着手すること。

- 九 こども家庭庁設置法の施行後5年を目途として行われる検討に当たっては、文部科学省が所掌する事務のうち初等中等教育等に関する事務及び同法第4条第1項に規定する事務を含むこども施策の総合的な推進を図るために行政組織の連携などその在り方について、検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 十 九の検討を行うに当たっては、特に、こどもの権利の擁護に関する施策の実施の状況についても十分に勘案すること。
右決議する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第39号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.18内閣委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関係法律の整備

- 1 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に關係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う。
- 2 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける。
- 3 1及び2のほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う。

二、行政組織に関する法律の整理

- 1 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う。
- 2 こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行する。

【附帯決議】 (4.6.14内閣委員会議決)

こども家庭庁設置法案(閣法第38号)と同一内容の附帯決議が行われている。

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 4.4.12可決 参議院 4.25財政金融委員会付託 5.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公認会計士法の一部改正

- 1 公認会計士の資格要件のうち業務補助等の期間を2年以上から3年以上に改める。
- 2 公認会計士名簿に登録を受けなければならない事項として、勤務先その他の所定の事項を規定する。
- 3 公認会計士が、2年以上継続して所在が不明であるとき等に該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、当該公認会計士の登録を抹消することができる。

- 4 監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等であるために当該監査法人の監査証明業務が制限されることとなる社員を、当該会社等の財務書類について当該監査法人が行う監査証明業務に関与する社員その他の社員に限る。
- 5 公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行ってはならない。
- 6 上場会社等監査人名簿への登録を受けた者は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。
- 7 金融庁長官から公認会計士・監査審査会に委任する監査法人等に対する立入検査等の権限の範囲を見直す。

二、金融商品取引法の一部改正

上場会社等は、その財務計算に関する書類及び内部統制報告書について、上場会社等監査人名簿に登録を受けた公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 4.4.21可決 参議院 5.10消費者問題に関する特別委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、消費者契約法の一部改正

- 1 意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型に、消費者が消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、相談を行うため連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、連絡することを妨げること等を追加する。
- 2 無効とする消費者契約の条項の類型に、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項において事業者等の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものを追加する。
- 3 事業者の努力義務として、消費者の求めに応じて、解除権の行使に関して必要な情報を提供すること及び解約料の算定根拠の概要を説明すること、また、適格消費者団体の要請に応じて、消費者契約の条項を開示すること及び解約料の算定根拠を説明すること等を規定する。

二、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正

- 1 共通義務確認訴訟の対象となる損害に、算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通すること等の要件を満たす慰謝料を追加する。また、被告とができる者に、被用者の選任等について故意又は重大な過失により相当の注意を怠った事業監督者等を追加する。
- 2 共通義務確認訴訟において、共通義務の存否にかかわらず和解をすることができるものとする。
- 3 共通義務確認訴訟が係属する裁判所は、事業者等に対して、対象消費者等の氏名等が記載された文書を開示することを命ずることができるものとする。また、簡易確定手続において、簡易確定手続申立団体の求めがある場合、事業者等は、知れている対象消費者等に対して一定の事項を通知しなければならないものとする。
- 4 内閣総理大臣は、一定の要件に該当すると認められる特定非営利活動法人等を、その申請により、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務等の支援業務を行う消費者団体訴訟等支援法人として認定することができるものとする。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

【附帯決議】 (4.5.20消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講ずること。
- 二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。
- 三 一の検討の際には、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について検討するとともに、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。
- 四 消費者契約法第4条第3項第3号については、同項第1号及び第2号の従前の解釈を狭めるものではないことを周知すること。また、同項第4号に関し、内閣府令で相談を行う方法を定めるに当たっては、特定の相談方法が除外されることがないように網羅的に規定すること。
- 五 消費者契約法第9条第2項の算定根拠の概要の説明については、請求されている損害賠償又は違約金が平均的な損害の額を超えているか否かについて消費者が理解し得るような説明を事業者がすべきことを周知すること。
- 六 消費者契約法第12条の3から第12条の5までに關し、内閣府令で要請の方法を定めるに当たっては、適格消費者団体が過度の負担を負うことがないようにすること。
- 七 集団的消費者被害回復制度における共通義務確認訴訟の対象範囲の拡大及び和解の柔軟化並びに簡易確定手続の対象消費者への通知方法の見直し等について、十分な周知を行うとともに、政省令等を検討するに当たっては、改正の趣旨を踏まえたものとすること。
- 八 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、新たに創設される消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面を含めた支援の充実及びP I O—N E Tに係る情報の開示の範囲の更なる拡大の検討を行うこと。
- 九 裁判手続のI T化及びオンラインでの紛争解決（O D R）推進の議論を踏まえて、簡易確定手続における特定適格消費者団体と対象消費者の間の手続のI T化に当たって、必要な支援について、検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十 消費者裁判手続特例法等に関する検討会の報告書において、提言がなされたが改正事項とはならなかった「公告に要する費用の一定額を事業者が負担すること」、同報告書で将来的な検討課題とされた「特定適格消費者団体が事業者以外の第三者から対象消費者に関する情報を取得すること」及び「財産に関する情報を含む事業者の情報の開示手続を新設し、同手続を含む事業者の情報について行政機関や事業者以外の第三者から取得すること」について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十一 より効率的に集団的な被害回復を図る制度として、オプトアウト方式等の事業者に不当な収益を残さないための有効な手段の導入について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十二 悪質商法による被害に遭った消费者的被害回復には、集団的消費者被害回復制度のみでは不十分であることから、特定適格消費者団体又は行政庁による破産申立て及び行政庁が加害者の財産を保全し違法収益をはく奪する制度などを含め、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。
- 十三 具体的な消費者団体訴訟事案に關し、適格消費者団体等の活動状況や消費者団体訴訟の訴訟結果を一覧できる仕組みの構築等を通じて、消費者が安心して案件を確認し、訴訟に参加できる環境を整備すること。

十四 全国どこに住んでいても質の高い消費者行政サービスを受けることができる地域体制を整備することが重要であり、そのためには全国各地の消費生活センター及び消費生活相談員の活動支援に努めることが不可欠であることから、その実現に向けて地方公共団体に対する更なる支援に努めること。その他、地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保、若年者が利用しやすくなるようSNSを活用した消費生活相談窓口の充実に向けた支援措置、地方公共団体の執行体制強化につながる支援措置、消費者安全確保地域協議会の設置の促進等の適切な施策を実施すること。

右決議する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 4.4.19可決 参議院 4.22厚生労働委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、医薬品の製造販売の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び2年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る製造販売の承認を与えることができるものとする。

- 1 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。
- 2 申請に係る効能又は効果を有すると推定されるものであること。
- 3 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

二、一により条件及び期限を付した製造販売の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限内に、改めて製造販売の承認の申請をしなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、当該申請に係る審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、一の期限を1年を超えない範囲内において延長できるものとする。

三、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品について、一及び二に準じた改正を行う。

四、医師又は歯科医師は、患者等の求めに応じて、処方箋の交付に代えて、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電磁的方法により提供することができるものとし、その場合は、患者等に対して処方箋を交付したものとみなすものとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、四の規定は、令和5年2月1日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.5.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、緊急承認制度が、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるパンデミック等の緊急事態における健康被害の拡大を防止するために医薬品等を速やかに供給するための制度であることを踏まえ、その運用に当たっては、不適切な拡大適用が行われないよう緊急性、代替の困難性等の要件を判断するとともに、通常の薬事承認とは異なる緊急承認の意義や適用の判断について、国民の理解が得られるよう説明責任を十分に果たすこと。

二、緊急承認制度の運用における透明性、公平性を確保するため、審査報告書や審議会議事録の早期公表、承認済みや開発中の医薬品等の情報開示や情報発信に努めること。また、感染症の流行

- 等の具体的な状況や審査する医薬品等の性質等により運用の基準が異なり得ることなども踏まえ、有効性の推定と安全性の確認に係るリスクとベネフィットの比較衡量の在り方等、承認審査に当たっての基本的な考え方について早期に整理して明らかにすること。
- 三、緊急承認制度により承認された医薬品等の市販後の安全対策を徹底するため、製造販売業者による安全性監視計画の設定、徹底したリスク管理、安全性についての情報収集及び収集した情報の専門家による迅速な評価を実施すること。
- 四、緊急承認制度により承認された医薬品等について、当該承認後に改めて行う承認申請に当たっては基本的に第三相の検証的臨床試験の成績の提出を求めるとともに、当該承認時に付された期限の延長は原則として1年間の延長が1回限りとなるよう運用し、制度の適用を正当化する安全性、有効性等が確認できない場合には、期限を待たずに速やかに承認を取り消すこと。
- 五、緊急承認制度により承認された医薬品等の副作用、副反応による健康被害が生じた場合には、当該健康被害の情報を速やかに開示するとともに、医薬品副作用健康被害救済制度、又は予防接種法の救済制度の対象となることを確実に周知すること。
- 六、電子処方箋については、早期に全ての医療機関、薬局等において導入されるよう、システムの導入を支援するとともに、医療機関や薬局に過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。あわせて、電子処方箋の運用に伴う費用の負担について、電子処方箋の普及状況及び効果等を定期的に検証した上で、基盤整備期間中は国において必要な財政支援をすること。
- 七、重複投薬の防止等の電子処方箋導入による効果を十分に発揮できるようにするために、電子処方箋の意義、効果を国民に周知するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた措置を講ずること。また、国民が広くマイナポータルで処方内容を確認できるようになるまでの暫定的措置として行う紙の処方内容の控えの交付を終了するに当たっては、マイナンバーカードを利用しない患者が処方内容を確実に確認できる方策を講ずること。
- 八、国民が自らの保健医療情報を把握できるようにするために、医療機関が連携して質の高い医療を提供できるようにするために、標準規格に準拠した電子カルテの普及促進に向けた医療機関への財政支援等を講ずることにより、電子カルテ情報についても医療機関間で共有できるよう仕組みを速やかに構築し、データヘルス改革を一層推進すること。
- 九、国民の健康づくりにつながる新たなサービス創出のため、パーソナル・ヘルス・レコードの取組を推進するとともに、オンライン診療やオンライン服薬指導を含め、患者の利便性向上に寄与する保健医療分野におけるデータの利活用やデジタル化等のデータヘルス社会の実現に向けた取組を推進すること。
- 十、薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進するとともに、緊急時には国が主導して医薬品等を確保する仕組みを検討し整備すること。
- 十一、国内外の創薬イノベーション基盤強化のため、臨床研究中核病院間のネットワーク形成による効率的な治験データ収集体制の構築、国際共同治験実施のための現地人材育成、臨床研究及び治験ネットワーク構築並びに拠点整備支援等の国内外における治験環境の整備拡充その他の官民におけるデータ利活用の環境整備、薬価制度上の創薬イノベーションの適切な評価を実施すること。
- 十二、医薬品等による副反応疑い報告制度の運用において情報不足により評価不能とされる事例の割合が多いことを踏まえ、副作用や副反応を疑う症状が発生した場合における健康被害調査の充実、当該症状を訴える患者に対応できる医療機関の紹介その他の当該症状に悩む者への支援を充実するとともに、副作用や副反応の治療のための研究を促進すること。また、健康被害救済制度に関し、厳密な医学的因果関係までを求める健康被害の救済を確実に実施するとともに因果関係を証明するデータが不足する場合における救済や支援について諸外国の制度を含め情報収集し、検討すること。
- 十三、予防接種法の救済制度の適用に關し、請求された死亡等と予防接種との因果関係については、

- 厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの考え方に基づいて速やかな救済を行い、国民の信頼に応えること。
- 十四、医薬品等の市販後の安全対策を充実するため、患者自らが医薬品の副作用、副反応が疑われる事例を報告できる仕組みについて、利用しやすくするための報告方法の改善、報告に対するフォローアップの拡充、報告内容の添付文書の改訂等の安全措置への反映等、報告の活用を促進するための施策を実施すること。また、予防接種の実施状況と副反応疑い症状の発現状況等を個人単位で連結して報告、把握するシステムの整備、予防接種の安全性等に関する調査を的確に行うためのデータベースの整備を実施すること。
- 十五、国内におけるワクチン、治療薬の開発、生産体制確立のため、治験費用や薬事承認に係る費用の補助、治験や臨床研究に関する国民の理解の増進、医療系ベンチャー企業の育成等の医薬品等の研究開発から実用化までの各段階を総合的に支援すること。
- 十六、疾病の治療又は予防に関し使用価値を有する医薬品について、特に緊急時に医療上の必要が認められた場合に、当該疾病に関する学会等の意見を参考にして当該医薬品を優先かつ迅速に承認する制度の活用について検討を加えるとともに、国民の生命及び健康の保護の観点から必要不可欠な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内における生産体制の整備及び研究開発の推進のための施策について検討を加え、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 4.4.26可決 参議院 4.27経済産業委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

- 本法律案の主な内容は次のとおりである。
- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正
 - 1 エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する計画の作成等を義務付ける。
 - 2 電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図るため、現行の「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、事業者の取組に関する指針を整備する等の措置を講じる。
 - 二 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正
 - 1 水素等を非化石エネルギー源として位置付けるとともに、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対し、エネルギー源の環境適合利用の目標に関する計画の作成等を義務付ける。
 - 2 電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収・貯蔵する措置をエネルギー源の環境適合利用として位置付けるとともに、一定規模以上の電気を供給する事業者に対し、エネルギー源の環境適合利用の目標に関する計画の作成等を義務付ける。
 - 三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正
 - 1 機構の業務に、水素等の製造及び貯蔵、二酸化炭素の貯蔵等に関する出資業務等を追加する。
 - 2 機構の名称を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改称する。
 - 四 鉱業法の一部改正
鉱業法の適用を受ける鉱物に希土類金属鉱（レアアース）を追加する。
 - 五 電気事業法の一部改正
 - 1 発電設備の休廃止について、「事後届出制」から「事前届出制」に改める。
 - 2 「大型蓄電池」を「発電事業」に位置付ける。
 - 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (4.5.12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国が国際的に約束した温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進等を図ることが、我が国産業の新たな技術優位の確立につながるよう、必要な技術開発やその支援措置等の拡充に早急かつ強力に取り組むこと。また、太陽熱や廃熱等も含め、既存のエネルギー源等の活用の在り方についても積極的に検討を進めること。
- 二 ロシアによるウクライナ侵略等最近の国際情勢の変化に的確に対応して、我が国の資源・エネルギー政策を再検証しつつ、資源・エネルギーの安全保障・安定供給の確保及び価格の安定に全力で取り組むこと。そのための措置として、事業者に対する支援を通じた資源・エネルギーの調達先の一層の多角化や調達への国の関与強化等による安定供給確保に努めるとともに、代替資源の研究開発支援、再生可能エネルギー等の一層の導入促進、蓄電池の活用、地域間連系線の整備や小規模分散型電源への転換促進への支援、ヒートポンプの導入拡大支援、送配電網の高度化などの送配電ロスを低減するための取組、我が国海域でのエネルギー・鉱物資源の開発及び事業化支援等による資源・エネルギーの自給率の向上に向けた実効性のある取組等を総合的かつ早急に進めること。
また、電力需給逼迫の常態化や電力価格の高止まりに対する喫緊の措置として、再生可能エネルギーその他国内で稼働可能な電源のベストミックスを図ることにより当面の電力供給の確保のための実効性のある施策を講ずること。
- 三 電力自由化の下での我が国全体の供給力確保に対しては国が最終的な責任を負うべきであることに鑑み、中長期的に必要不可欠な規模の電源の維持・確保に向け、容量市場について、その制度目的に照らして改善すべき点がないか検証しつつ、安定的で着実な運用を図るとともに、電力自由化の下での安定供給とカーボンニュートラルの両立に資する投資環境を早急に整備すること。あわせて、発電所休廃止に係る事前届出制の運用に当たっては、休廃止を行おうとする事業者の自律的で合理的な経営判断を最大限尊重すること。
- 四 揚水発電が、電力需要変動に対する調整機能、再生可能エネルギーの出力制御の抑制及び災害時における電力供給源としての機能等において重要な役割を果たしていることを踏まえ、その最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。
- 五 水素・アンモニアについては、その特性に応じ、エネルギー効率及び経済性に配慮しつつ、用途ごとの利用の在り方を明確にして活用することを努めること。また、今後の再生可能エネルギーの導入状況や技術開発の進展状況、製造コスト等の観点から不断に検討を加え、できるだけ早期に温室効果ガスの排出を可能な限り抑えた製造方法等への移行を進めること。
- 六 営農型太陽光発電については、その大きなポテンシャルを踏まえ、引き続き関係省庁で連携して、導入拡大のため必要な措置を講ずること。
- 七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構における出資・債務保証の範囲拡大に伴う業務の実施に当たっては、必要な専門人材の確保に留意しつつ、その業務が多額の国費を用いるものであることを踏まえ、支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するとともに、国民への適切な情報開示に努めること。
- 八 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針の策定に当たっては、気候変動対策及びサステナビリティに関する国際的な議論や動向を踏まえ、民間企業による企業価値と競争力を高めるための経営判断及び自助努力による取組に十分に配慮すること。
また、特定事業者等に対して非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求めるに当たっては、サステナビリティに関する基準やESG評価への対応のために事業者が作成している計画の活用を可能とするなど、その負担の最小化に配慮するとともに、主務大臣による指導及び助言に当たっては、そうした事業者の経営判断や取組を可能な限り支援・尊重すること。
あわせて、取組の評価に当たっては、サプライチェーン全体による取組等の効果を考慮しつつ、

目標となる基準の妥当性について現実に即した不断の見直しを行うとともに、評価結果に基づく罰則の適用や低評価の結果公表は慎重に行い、高評価の結果を積極的に開示するなど、事業者にインセンティブを与える措置を講ずること。

右決議する。

航空法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 4.4.26可決 参議院 5.23国土交通委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 國土交通大臣は、航空脱炭素化推進基本方針を定めることとする。
- 2 國土交通大臣は、本邦航空運送事業者が作成した航空運送事業脱炭素化推進計画が、航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をすることとする。
- 3 2の認定を受けた航空運送事業者は、二の3の協議会に対し、2の認定を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を求めることができることとする。
- 4 國土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針に令和3年度の料金減免の内容等に関する事項を定めた場合において、令和5年3月31までの間に料金減免を行うときは、当該事項を令和3年度及び令和4年度の料金減免の内容等に関する事項に変更することとする。

二 空港法の一部改正

- 1 國土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を作成できることとする。
- 2 國土交通大臣は、國土交通大臣以外の空港管理者が作成した空港脱炭素化推進計画が、航空脱炭素化推進基本方針等に適合するものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をすることとする。
- 3 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会を組織できることとする。
- 4 国は、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産を空港脱炭素化推進計画（國土交通大臣が作成したものに限る。）又は2の認定を受けた計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができることとし、当該貸付けの期間は30年以内とすることとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.6.2國土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 航空の脱炭素化の推進には、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料であるS A Fの供給の拡大が不可欠であることから、国産S A Fの開発及び製造等の導入の促進に関する事項について航空脱炭素化推進基本方針に盛り込むこと。また、国産S A Fの安定した供給を目指し、開発、製造及び流通を行う事業に対する、国による財政面を含めた支援について早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。なお、国産S A Fの開発及び製造が軌道に乗るまでの当面の間は、輸入S A Fの安定的な調達、価格低減を図るための環境整備を図ること。
- 二 空港脱炭素化推進計画が早期に策定されるよう、国が管理する空港については速やかに計画策定を進めるとともに、それ以外の空港についても、計画策定の進捗状況を把握した上で、必要な指導・助言等に努めること。

三 航空会社及び空港会社等に対する支援については、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響が長期化しており、航空会社の財務の健全化には時間を要することに加え、原油価格の高騰等による影響も踏まえ、安全かつ安定的な航空ネットワークが維持されるよう、中期的な視点で着実に実施すること。

四 航空需要の活性化を図るため、国内はもとより、水際対策の更なる緩和や外国人観光客の本格的な受入れなど、必要な措置を講ずること。

右決議する。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 4.4.21修正議決 参議院 5.11国土交通委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宅地造成、特定盛土等（宅地又は農地等において行う盛土等で政令で定めるもの）又は土石の堆積（一定期間の経過後に除却するものに限る。）（以下「宅地造成等」という。）による災害を防止するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めることとする。

二 主務大臣（国土交通大臣及び農林水産大臣とすることとしている。）は、宅地造成等に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。

三 都道府県等は、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地の地形等に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

四 都道府県知事等は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として、また、同規制区域以外の区域であって、自然的・社会的条件からみて、特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合、これに伴う災害により市街地等の区域の居住者等に危害を生ずるおそれが特に大きい区域を、特定盛土等規制区域として、指定することができるとしている。

五 一定の場合を除き、宅地造成等工事規制区域内での宅地造成等に関する工事及び、特定盛土等規制区域内での特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととする。

六 五の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程を含む場合、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、都道府県知事等の検査を申請しなければならないこととする。

七 罰則について、所要の規定を設けることとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案については、衆議院において、検討条項に関し修正が行われた。

【附帯決議】（4.5.19国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を円滑に進められるよう、基本方針、政省令等の案を可能な限り早期に都道府県等に示すとともに、基本方針等においては、規制区域の全体像及び具体的な内容を示すこと。また、具体的な盛土計画がある地域を含め基礎調査の予備的な調査を施行日前に実施するよう促すとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査の結果の活用を検討し、基礎調査の早期完了を目指すこと。さらに、これらに必要な財政的支援を検討するとともに、専門的知識を有する職員が不足

- する地方公共団体への技術的支援のため、地方整備局等に配置する担当職員の増員等、支援に係る体制の整備に努めること。
- 二 盛土等に伴う災害のリスクがある区域については、想定外の災害が発生しないよう、都道府県知事等の判断で幅広く柔軟できめ細かく規制区域が指定できるようにするとともに、関係行政機関の連携により、的確に規制区域の指定がなされるようにすること。また、都道府県等の基礎調査による客観的なリスク分析、市町村長の申出や都道府県知事等のパトロールによる政策的判断等、区域指定の意思決定手順を明確にするとともに、規制区域の指定に係る業務を適切に行えるよう、きめ細かなガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。さらに、「市街地」、「市街地となろうとする土地の区域」や「斜面地」のいずれにも該当しない平坦で広範な農地等の中に位置する人家や鉄道等の公共公益施設の利用者等に対する安全確保が、限定的な区域指定によって阻害されることのないよう、都道府県知事等による必要かつ十分な規制区域の指定がなされるようにすること。
- 三 本法に基づく都道府県知事等による勧告、改善命令及び行政代執行が適時適切に実施されるよう、既存不適格である特定盛土等を含め、ガイドライン等により、具体的かつ明確な基準等を丁寧に示すこと。また、本法により、地方公共団体は、規制区域の指定や行政代執行等、難しい判断が求められることから、負担の軽減を図るため、必要に応じ有識者等から意見を聞くよう促すこと。さらに、行政代執行に係る必要な財政的支援を検討すること。
- 四 工事許可の技術的基準の策定に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等で見られた滑動崩落の防止を担保できる厳格な基準とすること。また、宅地造成のための盛土等、建設残土の一時保管のための盛土等、開発のための森林の形質の変更等の現場実態やリスクに見合った具体的な基準とすること。加えて、工事許可の申請時に必要となる説明会等での住民等からの要望等を踏まえ、周辺環境や運び込まれる建設残土の環境基準への適合に十分に配慮した工事が行われるよう取り組むこと。
- 五 市町村が有する地形、地質、盛土等に関する情報の共有等、都道府県と市町村との連携を促すこと。また、都道府県知事等が地域住民、関係市町村長等から盛土等に関する情報の提供を得られやすい体制の整備を推進し、不適切な盛土等の早期発見につなげること。さらに、警察による違法な盛土等の取締りの実効性を高めるため、体制の整備、関係機関との連携等を強化すること。
- 六 所有者不明土地においても不適切な盛土等が発生しないよう、関係行政機関が連携し適切な措置を講ずること。
- 七 建設残土の搬入及び搬出の実態を定期的に把握するとともに、建設発生土の工事間利用に係るマッチングを推進すること。また、公共工事や民間工事を問わず、可能な限り指定利用等を促すこと。さらに、必要な残土処分場の適正な確保のための方策について、行政による施設確保を含め検討すること。加えて、建設工事の施工に当たり、建設発生土が可能な限り抑制されるよう、設計・工法の改善や場内利用の促進を図ること。
- 八 本法の施行状況、関係法令の運用状況等を踏まえ、本法の規制区域外における規制の在り方並びに大規模工事から発生した土砂等の管理を適正に行うためのトレーサビリティ制度及び自然災害、大規模工事等により発生した土砂等の置場の確保に向けた具体的な方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を検討すること。
- 九 不適切な盛土等による災害を防止するため、本法と砂防法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を所管する関係府省庁間の連携や調整を密に行うこと。また、主務大臣である国土交通大臣と農林水産大臣の権限と責任を明確にすること。
- 十 中間処理場に搬入された建設発生土の適正な処理を担保することの重要性に鑑み、本法による厳格な出口規制と併せて、中間処理場の管理運営の更なる実態把握に努め、必要な対策を講ずること。
- 右決議する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣

法第46号)

(衆議院 4. 4. 26可決 参議院 4. 27環境委員会付託 5. 11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策強化のため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するものに係る検査並びに当該検査対象の移動禁止及び消毒命令等の措置の新設、特定外来生物の一部についてその飼養状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣等は、特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報等を収集するための調査に必要な限度において、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができる。
- 二、主務大臣が行う、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の検査等において、当該輸入品等の所在する土地又は施設を当該検査の対象に追加する。
- 三、主務大臣等は、我が国における定着が確認されていない特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止する必要があるとき等に、都道府県は、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物の防除を行う必要があると認めるとき等にそれぞれ防除を行うものとする。
- 四、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものを「要緊急対処特定外来生物」とする。
- 五、主務大臣は、輸入品等又は移動施設に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等しているときは、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。
- 六、新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその飼養等の状況等に鑑み、特定外来生物の飼養等の禁止に係る規定等を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当分の間、これらの規定の全部又は一部について必要な条件を付して適用しないこととすることができる。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4. 5. 10環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体、関係省庁間の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。
- 二、他人の土地等における特定外来生物の生息等の調査が可能となることに鑑み、本法の施行後、特定外来生物の侵入や分布の拡大状況等に関する情報の収集を積極的に行い、迅速かつ早期の防除につなげよう努めること。
- 三、要緊急対処特定外来生物については、その疑いがある生物の付着等が確認された段階で輸入品等の移動の禁止を課すことが可能となることから、事業者等が要緊急対処特定外来生物の発見時に関係機関への通報を控えることがないよう、要緊急対処特定外来生物の定着を防ぐ対策への理解を促すよう努めること。また、新たに定められる事業者がとるべき措置に関する対処指針の作成に際しては、関係者の意見を聴取するなど、具体的かつ実効性のあるものとすること。
- 四、水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。また、国内の水際対策の強化を図ること。

五、特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかになった場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。

六、特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。

七、アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定外来生物と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。

八、アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起こることが考えられることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行うことがないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

右決議する。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 4.5.19可決 参議院 5.23財政金融委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転ができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金決済に関する法律の一部改正

- 1 電子決済手段等取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。
- 2 電子決済手段等取引業者は、利用者への情報提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行ってはならない。
- 4 為替取引分析業者は、業務方法書の定めるところにより、為替取引分析業を行わなければならない。
- 5 電子決済手段等取引業者及び為替取引分析業者に関し、立入検査等の監督規定を設ける。
- 6 前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、業務実施計画を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二、銀行法の一部改正

- 1 内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済等取扱業を営むことができる。
- 2 電子決済等取扱業者は、顧客に対する説明や顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理等、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- 3 電子決済等取扱業者に関し、立入検査等の監督規定を設ける。

三、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正

高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者等を特定事業者に加える。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 4.5.13可決 参議院 6.6総務委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、一定の高速度データ伝送電気通信役務を基礎的電気通信役務に位置付ける等高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備を行うとともに、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いに関する制度の整備を行うほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基礎的電気通信役務に一定の高速度データ伝送電気通信役務を位置付け、当該役務を提供する電気通信事業者に対し、契約約款の届出等を義務付けるとともに、不採算地域において当該役務を提供する電気通信事業者に対する交付金制度を創設する。
- 二、電気通信役務の利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するため、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、当該情報の安全管理に関する事項等を定めた規程の策定等を義務付ける。
- 三、電気通信事業者等が、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を、当該利用者以外の者に送信させる電気通信の送信を行おうとするときは、あらかじめ、一定の事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならないこととする。
- 四、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、当該役務の提供を義務付けるとともに、当該役務の提供に関する契約の締結を申し入れた者からの求めに応じて、当該契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項を提示することを義務付ける。
- 五、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者は、電気通信事業の届出等をしなければならないこととする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.6.10総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、本法による措置を含め、全国でのブロードバンドの整備に万全を尽くすとともに、デジタル活用を促すための支援を行い、デジタル・ディバイドの解消に努めること。また、ユニバーサルサービス制度について、社会構造の変化や情報通信技術の進展に適切に対応できるよう不断の検証・見直しを行うこと。
- 二、第二種適格電気通信事業者への交付金の算定に当たっては、支援区域ごとの事情等を考慮し、ブロードバンド事業の継続に支障のないよう配慮すること。また、交付金の意義及び算定の根拠について国民の理解を得られるよう努めること。
- 三、特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めること。また、本法の趣旨を踏まえ、義務付けの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるよう検討すること。
- 四、特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。
- 五、利用者に関する情報の外部送信に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形で確認の機会が付与され、安全・安心にインターネットを利用できる環境が整備されるよう努めること。
- 六、第二号基礎的電気通信役務や特定利用者情報など本法に基づき新たに導入される制度について、

総務省令の制定を始めとする制度の詳細の整備に当たっては、高い透明性を確保した場で、事業者、消費者団体等の多様な関係者と連携・協力して検討を行うとともに、その内容を広く国民に周知すること。

七、本法附則第6条による法施行後3年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲、情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方、本法による規律の対象となる事業者の範囲などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。また、法施行後3年経過以前であっても、本法の施行状況を踏まえて必要があると認める場合には、適時適切に所要の措置を講ずること。

八、卸電気通信役務に関しては、卸元事業者と卸先事業者との間で適正かつ実質的な協議が行われるよう、その動向を注視すること。

九、非常時における情報通信インフラの重要性を踏まえ、本法による措置を含め、平時から、強靭な情報通信インフラの整備・維持及び情報通信インフラの安全性・信頼性の向上に取り組むこと。右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 4.5.17修正議決 参議院 5.18厚生労働委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、要支援児童等に対して包括的かつ計画的な支援を行うものとし、こども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備等に努めなければならないものとする。

二、家庭支援事業の提供が必要であると認められる者に対する市町村による利用勧奨及び措置を定める。

三、医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するとともに、児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であることを明確化する。

四、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとする。

五、児童自立生活援助事業の実施場所を拡充するほか、対象者の年齢制限等を緩和する。都道府県の業務として、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うものとする。

六、都道府県は、障害児入所施設に在所している障害児等の自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村等との連携及び調整を図ること等の必要な措置を講じなければならないものとし、移行が困難である場合は、当該者が満23歳に達するまで在所させる等の措置を探ることができるものとする。

七、児童相談所長等は、児童に入所措置等を採る場合等においては、あらかじめ意見聴取等の措置をとらなければならないものとする。都道府県の業務として、児童の権利擁護に係る環境整備を行うものとする。

八、児童相談所長等は、一時保護を行うときは、親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないものとする。

九、児童福祉司の任用要件に、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項についての十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものを追加する。

十、都道府県知事は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等については、改善更生の状況等により適當と認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができ

るものとする。

十一、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (4.6.7厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画の作成については、地方自治体における負担増によって、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うとともに、円滑な施行に向け、地方自治体と適切に連携すること。
- 二、保育士の人材確保が困難な状況にある中、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を活用し、地域子育て相談機関とするに当たっては、保育士等の一層の待遇改善と職員配置基準の改善を併せて検討すること。
- 三、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の各事業の実施に当たっては、各市町村による担い手の確保が重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、業務に見合った待遇について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 四、一時保護所の設備・運営基準の策定に当たっては、子どもの視点に立って子どもの最善の利益を考慮するため、子どもから意見を聴取し、可能な限りその意見を反映すること。また、一時保護される子どもの個別事情に十分対応できるものとするよう、十分検討を深めること。
- 五、里親支援センターの設備・運営基準の策定に当たっては、里親等の当事者から意見を聴取し、可能な限りその意見を反映して実効性のあるものとすること。
- 六、自ら公的な支援にアクセスできない妊婦との接点を持つための具体的方策を検討するほか、妊娠婦等生活援助事業の実施に当たっては、支援が必要な妊娠婦に対し適切な支援を提供できるよう、新たな人材を確保するため職員の待遇改善を含む方策を検討し必要な措置を講ずるとともに、充実した研修を実施し、資質の向上を図ること。また、人材不足を理由とした人員配置の弾力運用を安易に行うことのないようにすること。
- 七、児童養護施設等において年齢を理由として一律に措置を解除する運用がなされないよう、措置延長や児童自立生活援助の積極的活用に向けた取組を行うこと。
- 八、社会的養護自立支援拠点事業においては、措置解除後のみならず、18歳までに社会的養護につながれなかつた子ども等も幅広く支援するとともに、安心して相談できる場となるよう、一定期間住まいを提供する支援や社会的養護経験者によるピアサポートを積極的に活用すること。また、通えない子どもたちも想定し、アウトリーチによる支援も実施すること。
- 九、意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないよう、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。
- 十、意見表明等支援事業は、意見聴取とともに関係機関との調整を行うものであるから、子どもから聴取した意見について、これを代弁し、意見の実現に向けて関係機関との調整及び交渉を行うための運用方策について検討すること。
- 十一、意見表明等支援事業の成果と問題点の双方について実施状況を調査し、次期児童福祉法改正時に、同事業を全ての都道府県の義務とすることを含め必要な見直しを検討すること。
- 十二、意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。
- 十三、意見表明等支援員には高度の専門性が必要であることから、弁護士や社会福祉士等、その担い手を確保し、専門的な知識や技術を身につけるにふさわしいプログラムにより必要にして十分な研修が行われるよう、ガイドラインを作成し都道府県に対して周知すること。

- 十四、一時保護された子どもが自由に意見を表明する権利を確保するために、児童の権利に関する条約第12条第2項に照らし、代理人との相談・面会を希望する子どもに対し弁護士を派遣することができる事例を都道府県に対して周知すること。
- 十五、一時保護された子どもについて、意見表明を支援するとともに、意見の実現に向けて交渉し法的手続をとることを内容とする弁護士の活動について実態を把握し、その結果を踏まえ、子どもと伴走する弁護士と児童相談所の連携方策を検討すること。
- 十六、子どもの最善の利益のため、一時保護時の子どもへの意見聴取等を適切に行い、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底を図ること。
- 十七、一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。
- 十八、一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。
- 十九、児童相談所が裁判官に一時保護状の請求をするに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。
- 二十、裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第9条第2項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。
- 二十一、新たな子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて検討し、必要な措置を講ずること。
- 二十二、子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象とする、いわゆる「日本版D B S制度」の導入に向けた検討を加速すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。
- 二十三、児童に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を保育所等で保育に従事させないことが重要であることから、こうした者が保育所等で保育士として採用されないための適切かつ実効性のある採用過程の在り方等について検討すること。
- 二十四、児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の地方自治体や保育所の設置者による事実確認に当たっては、被害児童の人権に配慮し、再発防止に資するものとなるよう、留意すること。また、被害児童及び保護者等への負担に十分に配慮した上で、実施すること。
- 二十五、前項の地方自治体や保育所の設置者による事実確認は、必要に応じて、専門家の協力や関係機関間での連携を図りながら、事実関係を客観的に確認するため、公正かつ中立に行うこととし、通報者の保護なども含め、国において、具体的な確認方法や客観的な判断基準を定めること。
- 二十六、保育所の設置者が、地方自治体の支援を受けながら、専門家の協力を得つつ、児童生徒性暴力等を受けた児童の保護及び支援並びにその保護者等に対する支援を継続的に行うことができるよう、必要な措置を講ずること。
- 二十七、保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること。
- 右決議する。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 4.5.12可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、産業保安分野における革新技術の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発及び電力の供給構造の変化を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高圧ガス保安法の一部改正（1及び2の改正事項はガス事業法及び電気事業法についても同様）
 - 1 テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者について、認定制度を創設し、認定事業者に対して保安規制に関する手続及び検査の特例を措置する。
 - 2 サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等に、経済産業大臣は独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に対し、原因究明の調査を要請することができるこことする。
 - 3 道路運送車両法が適用される燃料電池自動車等について、高圧ガス保安法の適用を除外する。
- 二 ガス事業法の一部改正
 - 一般ガス導管事業者に対し、災害時連携計画の作成及び届出を義務付ける。
- 三 電気事業法の一部改正
 - 1 小規模な太陽光・風力発電設備を小規模事業用電気工作物と位置付け、設備の技術基準への適合性の維持、設備の基礎情報の届出及び設備の使用前の安全確認を義務付ける。
 - 2 荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要な特殊電気工作物の工事計画の届出をする者は、当該特殊電気工作物の技術基準への適合性について、経済産業大臣の登録を受けた登録適合性確認機関の確認を受けなければならないものとする。
- 四 情報処理の促進に関する法律の一部改正
 - IPAの業務に、一の2の調査を追加する。
- 五 施行期日
 - この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.6.14経済産業委員会議決）

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
- 一 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における産業保安規制の運用に当たっては、公衆及び保安作業者の安全確保を大前提とし、今後のテクノロジーの進展等に的確に対応しつつ、保安水準の高度化及び持続的向上につながるよう、規制体系の不断の見直しに努めること。
 - 二 認定高度保安実施事業者制度の運用に当たっては、重大事故等の防止に向けて、認定審査を厳正に行うとともに、適時適切な立入検査等を通して保安の実施状況を十分に監視し、あわせて、テクノロジーの活用により発生し得るサイバーセキュリティに関するリスクへの対応に万全を期すこと。
 - 三 テクノロジーと人が相互に連携・融合したより高度で強靭な保安管理体制の確立に向けて、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による技術伝達の促進、女性や若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に努めること。
 - 四 スマート保安を促進し、我が国全体の産業保安水準を更に高度化する観点から、中小事業者であっても、必要な保安の実施、大規模災害時等における迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等、必要な実効性ある措置を講ずること。
 - 五 ガスに係る災害発生時の事業者の連携体制については、災害時対応に参画するガス小売事業者の適格性の確認及びその技術向上への支援、事業者間等の連携の在り方や役割分担等について検討するなど、より適切な保安体制の確保に向けて引き続き検討を行うこと。

六 小規模な太陽光及び風力発電設備に対する規制の見直しにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な再生可能エネルギー発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、バランスの取れた規制の運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、可能な限りデジタル技術の活用を図るとともに、設備点検等に係る適切なマニュアルを整備すること等により、事業者の負担の軽減に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。あわせて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止も含めて、事業者による安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。

七 本法律案の審査において、改正事項検討の基礎となる認定事業所の法令違反件数に係る政府資料等に度重なる誤りが発覚したことは遺憾である。経済産業省においては、安全確保を大前提とすべき産業保安規制の見直しの検討の中で、かかる事態が生じたことを重く受け止め、再発防止に万全を期すこと。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第51号)(先議)

(参議院 4.3.31地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4.15本会議可決 衆議院 5.13可決)

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方自治法の一部改正

認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする。

二、住民基本台帳法の一部改正

水道法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。

三、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正

難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする。

四、医師法、歯科医師法及び薬剤師法の一部改正

オンラインによる医師、歯科医師及び薬剤師の届出に係る都道府県経由事務を廃止する。

五、土地改良法の一部改正

土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続を見直す。

六、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正

農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項を簡素化する。

七、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲する。

八、建築基準法の一部改正

応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする。

九、下水道法の一部改正

流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直す。

十、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(先議)

(参議院 4.4.6内閣委員会付託 4.13本会議可決 衆議院 4.19可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、特定自動運行に係る許可制度の創設に関する規定の整備

運転者がいない状態で一定の基準を満たす自動運行装置を使用して自動車を運行することを「特定自動運行」と定義するとともに、特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行計画等を記載した申請書を特定自動運行を行おうとする場所を管轄する都道府県公安委員会に提出して、許可を受けなければならないこととする。

二、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備

1 原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備する。

2 原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が一定の基準に該当するものであり、かつ、一定の基準に適合する非常停止装置を備えているものを「遠隔操作型小型車」と定義し、その交通方法等に関する規定を整備するとともに、遠隔操作型小型車の使用者は、通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければならないこととする。

三、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備

運転免許を現に受けている者のうち、当該運転免許について運転免許証のみを有するもの等は、いつでも、その者の個人番号カードの区分部分に当該者の運転免許に係る一定の情報（以下「特定免許情報」という。）を記録することを申請することができるこことする。特定免許情報が記録された個人番号カードは、運転免許証の携帯及び提示義務に係る規定の適用については、運転免許証とみなす。

四、施行期日

二の1については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、三については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日、その他一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.4.12内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法で規定する特定自動運行に関する許可の基準、特定自動運行に係る業務に従事する者に課される義務に加え、新たな資格要件の創設等の特定自動運行に関する制度の在り方については、今後の無人自動運転移動サービスの導入の状況、自動運転に係る交通事故の発生状況、技術開発の状況等を踏まえ、必要に応じて検討すること。

二 遠隔操作型小型車の歩道等の通行においては、関係省庁と事業者が連携し、本法の規定並びに安全性に関する産業界の自主基準及び認証制度が適切に運用されるよう努め、子供や高齢者、障害者等を含めた歩行者の安全が十分に確保されるよう万全を期すこと。

三 遠隔操作型小型車による交通事故時の対応が確実に実施されるよう、都道府県公安委員会が遠隔操作型小型車の使用者に対し必要な指導を行うこと。また、歩行者の安全を脅かす悪質な使用者に対しては、本法の規定の趣旨を踏まえ、厳正な対応を行うこと。

四 特定小型原動機付自転車の運転者に対する新たな交通ルールの周知徹底を図るとともに、関係省庁と事業者が連携し、関係省庁又は事業者を通じた特定小型原動機付自転車の運転者及び広く社会一般に対する効果的な交通安全教育の在り方について速やかに検討し、早期に実施すること。

五 特定小型原動機付自転車の運転が運転免許を要さずに16歳以上の者に認められることの重大性に鑑み、16歳未満の者による運転や悪質・危険な運転に対し、厳正な指導取締りを行うとともに、必要に応じて運転免許制度の導入を含めた検討を行うこと。

六 特定小型原動機付自転車の車体の安全性に関する基準について、関係省庁が連携し、速やかに

検討するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底し、その排除に努めること。

七 特定小型原動機付自転車に区分される電動キックボードと、一般原動機付自転車に区分される電動キックボードについて、適用される交通ルールが異なることとなるにもかかわらず、外観上酷似していることから、両者の分類が容易に判別可能となるような外観表示について、関係省庁等が連携して適切な措置を講ずること。

八 自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。

九 自転車事故における乗車用ヘルメットの被害軽減効果が高いことに鑑み、自転車及び電動キックボード等の運転者に対して乗車用ヘルメットの着用促進に向けた効果的な啓発活動に取り組むこと。

十 歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等が同じ交通空間を通行する新たな状況が生じることから、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りを行うこと。また、関係省庁が連携し、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯及び歩道等の交通空間を計画的に整備すること。

十一 運転免許証とマイナンバーカードの一体化に当たっては、個人情報やプライバシーの保護を徹底するとともに、利便性等についての周知に努め、運転免許を保有する国民の十分な理解を得て円滑に実施されるよう努めること。

右決議する。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第53号)(先議)

(参議院 4.4.4 農林水産委員会付託 4.8 本会議可決 衆議院 5.19 可決)

【要旨】

本法律案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正

1 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定する制度を創設することとする。

認定農林水産物・食品輸出促進団体に対し、食品等流通合理化促進機構による債務保証、日本貿易振興機構による助言等の支援措置を講ずることとする。

2 農林水産大臣の認定を受けた輸出事業計画に従って、農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対し、日本政策金融公庫による融資等の支援措置を講ずることとする。

3 輸出先国の政府機関から輸入条件が定められ、登録発行機関が輸出証明書を発行するよう求められている農林水産物又は食品について、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、登録発行機関は、輸出証明書を発行することができることする。

二、日本農林規格等に関する法律の一部改正

1 日本農林規格の制定の対象に有機酒類を追加することとする。

2 登録認証機関は、その保有する情報について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならないこととする。

三、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、その業務の遂行に支障のない範囲内で、認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進のための規格の策定に関し、必要な協力をを行うことができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（4.4.7農林水産委員会議決）

我が国の食市場は、人口減少や高齢化を背景に今後縮小する一方で、世界の食市場の拡大が見込まれている。最近においては、新型コロナウイルス感染症、気候変動等による世界の食料供給への影響が懸念されており、食料安全保障の確保が求められる情勢となっている。こうした中で、農林水産物・食品の輸出の拡大は、我が国農林水産業の生産基盤を維持・強化し、持続的な食料システムを構築するとともに、農山漁村の活性化を図るためにも重要である。これまでの産地、関係団体及び国一丸となった取組により、令和3年の輸出額は、1兆円に達したところであり、一層、積極的な取組が必要である。

また、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど乗り越えるべき課題も残されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農林水産物・食品の輸出の促進に取り組むに当たり、農林漁業者を始めとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。
- 二 農林水産物・食品の輸出をオールジャパンで推進していくため、農林水産物・食品輸出促進団体の運営基盤の強化に向けた支援を行うとともに、団体の適正な業務運営を確保すること。
- 三 H A C C P の導入等の施設整備や海外現地法人の設立といった輸出拡大に取り組む事業者や新たに輸出に取り組む事業者に対し、輸出事業計画の認定を通じて、補助、融資、税制面できめ細かな支援措置を実施すること。
- 四 高鮮度で付加価値の高い輸出物流の構築や輸出に係るコストの低減のため、輸出産地との密接な連携が可能となる地域の空港や港湾の活用を促進すること。
- 五 農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の申請及び発行その他の手続並びに相談についてのワンストップサービスの充実を更に進め、輸出に取り組む事業者の負担軽減に取り組むこと。
- 六 輸出支援プラットフォームについては、在外公館や日本貿易振興機構海外事務所等の構成者間の連携を強化するとともに、現地事情に精通した人材をローカルスタッフとして活用し、農林水産物・食品の輸出に取り組む関係事業者と、その輸出產品及び輸出先国・地域に適した地域商社・海外バイヤー等との効果的なマッチングの実現に努めること。
- 七 原発事故に伴う輸入規制措置については、政府間交渉に必要な情報及び科学データの収集、分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供し、あらゆる機会を捉えて輸入規制措置の撤廃を強く要請すること。また、動植物検疫に関し、輸出解禁に向けた協議を推進すること。
- 八 日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化するため、G A P認証等、世界の食市場において通用する認証の取得を更に支援するとともに、J A S等の我が国発の規格の国際標準化に向けた取組を推進すること。また、地理的表示の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた取組を推進すること。
また、ブランド力の源泉である植物優良品種について、その海外流出防止を図るため、種苗法に基づく登録品種の海外持出制限等の制度を厳格に運用し、海外での品種登録等の取組を支援すること。
- 九 酒類を含む国産有機食品の海外での販路の拡大に向けて、有機食品の生産者及び製造者の認証取得の負担を軽減するため、同等性の承認を得る国・地域の拡大に向けた交渉を推進すること。
- 十 現下の国際情勢を受けた原材料価格の高騰など、原材料の調達に不安定さが増している現況に鑑み、加工食品の原材料の国産利用を推進するとともに、国産原材料を使用した加工食品の消費拡大を図ること。

右決議する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 4.4.21可決 参議院 4.25法務委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民事訴訟法の一部改正

- 1 電子情報処理組織を使用して行うことができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士、国又は地方公共団体の職員による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定する。
- 2 申立て等に係る書面の電子化に係る規定及び訴訟記録のうち電磁的記録に係る部分についての閲覧等の規定を整備し、判決書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設する。
- 3 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の制度を創設する。
- 4 映像と音声の送受信による通話の方法により口頭弁論の期日における手続を行うことを可能とする規定を整備する。
- 5 当事者の申出により、消費者契約に関する訴え等を除いた事件について手続が開始した期日から6月以内に審理を終えるとともに、審理の終結から1月以内に判決の言渡しをする法定審理期間訴訟手続を創設する。
- 6 犯罪被害者等の氏名等が手続の相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるときに、これを相手方に秘匿することができる制度を創設する。

二、民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

訴えの提起の手数料等について、原則として現金をもって納めなければならないものとする規定を設けるとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、訴えの提起の手数料等の一部にする。

三、人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

離婚若しくは離縁の訴えに係る訴訟又は離婚若しくは離縁についての調停において、映像と音声の送受信による方法により手続を行う期日においても和解の成立等を可能とする規定を整備する。

四、この法律は、原則として、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.5.17法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。
- 二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることができ利用者の利益になるという観点から、施行後5年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。
- 三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。
- 四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。

- 五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。
- 六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。
- 七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。
- 八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。
- 九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。
- 十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。
- 十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。
- 十二 附則第126条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。
右決議する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 4.4.21可決 参議院 4.25農林水産委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域計画の策定及びその達成に向けた取組

- 1 農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとする。地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示するものとし、農業委員会は、市町村の求めを受けてその素案を作成するものとする。
- 2 農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。
- 3 機構は、農用地利用集積等促進計画を定めることとし、地域計画の区域内の農用地等について同計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないこととする。
- 4 機構関連農地整備事業の対象に、機構が農作業等の委託を受けている農用地を追加することとする。
- 5 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないこととする。
- 6 農用地区域からの除外要件に、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるこ

とを追加することとする。

二、都道府県知事が定める農業経営基盤強化促進基本方針等において農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を定めるものとし、都道府県は、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとする。また、日本政策金融公庫が認定農業者に対して融資する農業経営の安定に必要な資金等について据置期間の延長を行う等の措置を講ずることとする。

三、農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止することとする。

四、農業協同組合等による農業経営に係る組合員の同意手続の要件について、総会に組合員等の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議で足りることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.5.19農林水産委員会議決)

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が一層進み、食料安全保障上重要かつ地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなる懸念がある中、農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を確保していくため、地域において目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を描くことで、農業を担う者の確保・育成、農地集約化等の加速化とともに、農山漁村の活性化を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域計画は、地域の話合いにより、農業の将来の在り方を考え、実現していくために不可欠なものであることから、それぞれの地域において円滑かつ着実に策定されるよう、法改正の内容を丁寧に周知するとともに、地域での取組に対して十分な支援を行うこと。その際、地域計画策定の前提となる協議の場については、既存の協議会を活用するなど関係者の負担軽減に努めるとともに、地域を取り巻く環境が多種多様であることに鑑み、地域計画が地域の実情を反映したものとして策定され、状況の変化に応じて柔軟に変更がなされるよう配慮すること。

二 農地の集約化等農業上の利用を進める地域計画及び農地の保全等を進める活性化計画の策定をはじめとする両法に基づく措置については、地域における農地の利用・保全の計画的推進はもとより、食料・農業・農村基本計画及び国が定める農用地等の確保に関する基本指針に基づき、国内の農業生産に必要となる農地の確保とその有効利用が確実に担保されることを旨として、その重要性について地方自治体とともに関係機関が協議の場で周知・共有し、地域計画における農地の確保等が図られるよう、総合的に推進すること。その際、地方自治体等の事務負担にも配慮しつつ、農業・農村の将来像を念頭に地域の土地利用に関する話合いが一体的に行われるよう、必要な措置を講ずること。

三 農業委員会による目標地図の素案については、地域における農地の現状を把握し、農地の出し手及び受け手の意向等を踏まえ、作成することとし、目標地図を含む地域計画が適合すべき基準については、地域における意欲的な取組が促されることを旨として定めること。

四 地域計画の策定及び達成に向けた取組に当たっては、市町村のみならず、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が一丸となって進める体制を構築するとともに、地方自治体等における農業関係部局の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。

五 農用地等の所有者等が、利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構に限定する旨を地域計画に定めることを提案しようとするため、その3分の2以上の同意を得るに当たっては、極力、全ての所有者等の同意が得られるよう努めること。

六 農地中間管理機構を通じた転貸等を強力に促進するため、農家負担のない農地中間管理機構関連事業や、地域でまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた際に交付される地域集積協力金等について十分な予算を確保するとともに、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

七 農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画の策定に当たっては、農地の権利移動は促進計画に統合される市町村の農用地利用集積計画に基づくものが過半を占めるという現状に十分留意し、地域における農地集積の取組に混乱を来すことのないよう、適切な指導・助言を行うこ

- と。また、現場における事務負担の軽減に資するよう、農地の権利移動に係る手続の迅速化や書類の簡素化など必要な措置を講ずること。
- 八 都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するに当たっては、中小・家族経営、兼業農家等の多様な経営体も含め、地域の将来の農業を担う者を幅広く確保・育成するため、就農から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートが行われるよう、国、地方公共団体、関係団体の協力・連携体制を整備するとともに、積極的な支援措置を講ずること。
- 九 農地等の権利取得に係る下限面積要件を廃止するに当たっては、現行制度の下で約7割の市町村において別段の面積が設定されているという実情及び農業を担う者の確保・育成を図るという法改正の趣旨を周知するとともに、改正後の農地等の権利移動許可制度の運用実態を注視・検証しつつ、適正な運用が確保されるよう指導すること。
- 十 都道府県又は市町村が作成する活性化計画に記載できる事項として、農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けるに当たっては、優良農地の確保及び農山漁村の活性化に資するよう、その周知徹底及び適切な運用を図ること。
- 十一 農地でなくなった土地を農地に復旧することは極めて困難であることに鑑み、農用地の保全等のための林地化については、当該土地及び周辺の土地の状況等を考慮し、様々な政策努力を払い、その必要性を十分に検討した上で進めること。また、林地化した場合には、森林法の地域森林計画対象民有林として適切な施業が実施されるよう支援すること。
- 十二 食料安全保障の強化を図る上で農地・農業者の確保等が極めて重要であることに鑑み、担い手やその他の多様な経営体について、地域計画に位置付けた上で、地域計画の策定を基礎とした農地の集約化等、農業を担う者の確保・育成、農用地の保全等による農山漁村の活性化の取組状況とその効果を評価・検証し、その結果に基づき実効ある施策を構築すること。
- 右決議する。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 4.4.21可決 参議院 4.25農林水産委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が作成する活性化計画に記載できる事業に農用地の保全等に関する事業を追加し、当該事業の実施に必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、活性化計画の記載事項の拡充等

- 1 活性化計画に記載できる事業に農用地の保全等に関する事業を追加することとする。
- 2 市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議し、その同意を得た場合には、農地法に基づく農地転用に係る許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為に係る許可、都市計画法に基づく開発行為等に係る許可等について手続を迅速化する措置を講ずることとする。

二、所有権移転等促進計画の拡充

所有権移転等促進計画の対象に、農用地の保全等に関する事業を追加することとする。

三、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律の特例

活性化計画に農用地の保全等に関する事業が記載される場合、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく認定申請に係る手続を簡略化できることとする。

四、活性化計画の作成等に係る協議会の設置

都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、農林漁業団体、有識者等から成る協議会を組織できることとする。

五、農林漁業団体等の法人化の推進

国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（4.5.19農林水産委員会議決）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)と同一内容の附帯決議が行われている。

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 4.5.19修正議決 参議院 5.20法務委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講ずるとともに、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑を創設する。拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

二、執行猶予制度の拡充

- 1 再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大する。
- 2 猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができる。

三、施設内・社会内処遇に関する規定の整備

- 1 資質及び環境の調査の結果に基づき受刑者ごとに定められる処遇要領について、入所後できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業・指導ごとの内容及び方法ができる限り具体的に記載して定める。
- 2 再び保護観察付全部執行猶予を言い渡された者について、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し、保護観察を実施する。
- 3 受刑者・保護観察対象者等について、刑事施設の長等による被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備する。

四、侮辱罪の法定刑について、現行の「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

五、この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三の3は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、四は、公布の日から起算して20日を経過した日から、それぞれ施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、四の施行後3年を経過したときは、施行の状況について、外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（4.6.10法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
- 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
- 三 第1項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示

請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。

四 第1項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復の方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は實際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。

六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。

七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。

八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。

九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。

十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第58号)

(衆議院 4.5.19可決 参議院 5.20法務委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、爆発物取締罰則等の関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 4.4.14可決 参議院 4.15財政金融委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の情勢を踏まえ、関税制度について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率の規定の整備

国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国を原産地とする物品で、特定の期間内に輸入されるものに課する関税率は、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 4.4.14可決 参議院 4.15財政金融委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、制裁の実効性の更なる強化のための措置等

- 1 「暗号資産」について定義規定を設ける。
- 2 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課された支払等に該当しないか等を確認する義務を課す。
- 3 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の本人確認義務を課す。
- 4 一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして、外国為替及び外国貿易法の規定を適用する。
- 5 暗号資産交換業者が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、当該顧客等の本人確認義務を課す。
- 6 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を媒介、取次ぎ又は代理する暗号資産交換業者の報告に係る規定を整備する。
- 7 その他所要の規定の整備を行う。

二、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第61号)

(衆議院 4.5.25可決 参議院 6.6国土交通委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 建築主は、建築物の建築をしようとするときは、一定の場合を除き、当該建築物（増改築の場合は、増改築部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととする。
- 二 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならないこととし、国土交通大臣は、事業者に対し、当該表示について定めた告示に従って表示をしていないと認めるときは、勧告等を行うことができることとする。
- 三 市町村が促進計画を作成することにより定めた建築物再生可能エネルギー利用促進区域において、建築士は、条例で定める建築物の設計を行うときは、当該建築物に設置できる再生可能エネ

- ルギー利用設備について、一定の場合を除き、建築主に説明しなければならないこととする。
- 四 建築主は、2以上階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超える木造建築物を建築しようとする場合等においては、建築主事の確認等を受けなければならないこととする。
- 五 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物は、壁、柱、床等の建築物の部分又は防火設備を通常の火災時に防火上の有害な影響を防ぐために必要な性能に関する技術的基準に適合し、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同大臣の認定を受けたものとしなければならないこととする。
- 六 地階を除く階数が3の木造建築物であって、高さが13メートルを超え、16メートル以下であるものの構造方法は、許容応力度計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの等によって確かめられる安全性を有するものでよいこととする。
- 七 エネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が許可したものの高さ等は、法の規定等による限度を超えるものとすることができるのこととする。
- 八 既存不適格建築物について政令で定める範囲内において増築等をする場合に適用しない規定を追加することとする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4. 6. 10国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 省エネ基準の適合義務制度の対象が原則全ての建築物に拡大されることに伴い、建築物の省エネ性能の向上の必要性及び本法に盛り込まれた制度等の内容を国民に分かりやすく説明し、また、中小工務店向けの講習会の実施等による関係事業者等の省エネ基準や省エネ技術に係る習熟度向上に対する支援の充実を図り、本法が円滑に施行される環境を整備すること。
- 二 2030年度以降新築される建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を図るため、住宅トップランナー基準によって、大手事業者が供給する建築物の一層の省エネ性能の向上を促すこと。加えて、ZEBの海外展開に向けて、国際社会における国際標準化の取組を主導するとともに、関係府省庁間の連携を強化すること。また、省エネ性能の高い建築物が選択される市場環境を整備するため、省エネ性能表示制度の活用を推進しその実施状況を見ながら表示制度義務化の検討を行うとともに、告示に従っていない場合の勧告が適切に行われるよう、勧告を行う基準を明確にすること。
- 三 既存建築物の省エネ改修を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構による融資制度等に関する情報を積極的に提供するとともに、悪質な事業者による詐欺的な事件を防止し、消費者が安心して省エネ改修等を行うことができるよう、関係法令の適切な執行や相談窓口の周知等の総合的な対応策を関係府省庁等が一体となって実施すること。また、低所得世帯の家計に占める光熱費負担割合の高さや断熱性能の低い住宅に住むことによる健康リスクが大きいことに鑑み、既存の賃貸住宅への断熱改修の目標を設定するとともに、既存建築物の更なる性能向上に向け、財政上及び税制上の一層の支援措置を検討すること。
- 四 伝統的構法による木造建築物の建築に支障が生じないよう、気候風土適応住宅に係る所管行政庁による地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要件設定を促進するとともに、引き続き規制の合理化に向けた検討を進めること。
- 五 市町村による建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定が効果的かつ適切になされるよう、市町村に対し、必要となる情報の提供を行うとともに、助言等支援を行うこと。また、同区域について、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域等と連携し、関係府省庁横断的な施策の推進を行うこと。
- 六 建築確認等における審査省略制度（4号特例）の対象が大幅に縮小されることを踏まえ、デジタル化の推進等の申請側及び審査側双方の負担軽減に資する必要な措置を講ずること。

七 中大規模建築物の木造化や混構造等の部分的な木造化による木材活用の推進に資するとともに、公共建築物に加え、民間建築物の木造化を一層推進するため、安全性の確保を前提としつつ、建築基準法に係る技術的基準を適切に定めること。また、最近の建築資材の価格高騰等に鑑み、関係事業者等に必要な支援や措置を講ずるとともに、国産材の安定供給に向けた木材供給事業者と工務店等の連携促進の取組を推進すること。

八 建築物の省エネ性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものの容積率、建蔽率又は高さの制限に係る特例許可制度について、統一的な運用が行われるよう、省令で定める内容を明確にすること。また、当該特例許可制度が適用されるのは許可された箇所のみとすることを徹底すること。

九 2050年の日本全体のカーボンニュートラル実現に向け、住宅・建築物産業における脱炭素への取組を着実に行うとともに、ZEH・ZEBと電動車や蓄電池との連携強化を図り、地域分散型エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの地産地消の促進に取り組むこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

政党助成法を廃止する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和4年7月31日までの間は、77,000円を減額しようとするものである。

賃金水準の上昇を伴う経済成長等を図るために講すべき税制上の措置に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国経済が長期にわたり低迷している現状において、国民の間に生じている経済的格差を是正しつつ、賃金水準の上昇を伴う経済成長を図ることが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、法人課税、個人所得課税等に関し講すべき措置について定めるものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、家庭において育児、介護、日常生活上の世話その他の家事等を過重に負担することにより学習その他の活動に支障を来している児童を支援することの重要性に鑑み、当該児童の実態に関する調査、当該児童又はその家族に対する福祉的又は教育的な支援に関する施策等について定めようとするものである。

総合的経済安全保障施策推進法案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の安全保障が、防衛、外交、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであるとともに、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い経済安全保障施策の推進が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることにより、経済安全保障施策を総合的に推進しようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年の経済金融情勢及び雇用環境の下において新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況に鑑

み、当該中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに当該住宅資金借入者の生活の安定を期するため、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、当該中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるものである。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(参第7号)

(参議院 4.4.12厚生労働委員長提出 4.13本会議可決 衆議院 5.19可決)

【要旨】

本法律案は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本理念として、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施されることにより、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることを定める。
- 二、国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有し、施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間や、支援機関と関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないこととする。
- 三、厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針を定め、都道府県は、基本方針に即して、施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならないこととする。
- 四、女性相談支援センターは困難な問題を抱える女性の立場に立った相談、一時保護等を行うこと、女性相談支援員は困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行うこと、都道府県は、困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、女性自立支援施設に入所させて、保護を行うとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について援助を行うこと等を定める。
- 五、都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、困難な問題を抱える女性への支援に関する業務を行うものとする。また、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される支援調整会議を組織するよう努めるものとする。
- 六、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 4.4.12厚生労働委員長提出 4.13本会議可決 衆議院 5.19可決)

【要旨】

本法律案は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、障害者による情報の取得等に係る施策の推進は、障害者による情報の取得等に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようのこと、障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情

- 報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようすること等を旨として行われなければならないこととする。
- 二、国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得等に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。あわせて、国及び地方公共団体は、当該施策が障害者でない者による情報の十分な取得等にも資することを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとし、当該施策を講ずるに当たっては、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこととする。
- 三、国及び地方公共団体は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進を図るために、当該機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者等に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。あわせて、国は、当該機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 四、国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。

財政法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようとするものである。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活衛生関係営業をめぐる現状に鑑み、振興指針に定める事項の拡充、生活衛生関係営業への支援の充実等について定めようとするものである。

難民等の保護に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の

退去強制の手続の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けるほか、16歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間及びその更新に関する規定の整備を行おうとするものである。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益を擁護することが重要である一方で、消費者対応業務関連特定行為が従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、及び従業者等の心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者の事業活動や他の消費者の消費生活にも支障を及ぼすおそれがあるものであること等に鑑み、消費者対応業務関連特定行為対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針の策定その他消費者対応業務関連特定行為対策の基本となる事項を定めること等により、消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ消費者対応業務関連特定行為対策を総合的に推進しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雜費を廃止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剩余额及び積立金を最大限活用するものとし、これによてもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の手当の削減並びにこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとすることについて定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

消費税の税率の引下げ及び適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費税の逆進性及び物価が高騰している現下の経済状況に鑑み、消費税の税率の引下げのために講ずべき措置について定めるとともに、適格請求書等保存方式の導入が小規模事業者に及ぼすこととなる過重な負担等に鑑み、適格請求書等保存方式の導入の中止のために講ずべき措置について定めるものである。

遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、遊泳者等の生命及び身体の保護を図るため、遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等を禁止すること等により、遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートと遊泳者等との衝突その他の事故の発生の防止等を図ろうとするものである。

刑法等の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における公然と人を侮辱する犯罪の実情、インターネット上の誹謗中傷による被害の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げ、及び人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律における損害賠償命令制度の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加し、あわせて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の規定による発信者情報の開示請求に関し、開示請求に係る事案の拡大、権利侵害の明白性の要件の削除その他所要の措置を講じようとするものである。

水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水田の有効活用等を図りつつ、水田に係る農業経営の安定を図るために、水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関し必要な事項を定めるものである。

後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、後期高齢者医療における一部負担金の引上げにより必要な医療の受診が抑制されるおそれがあることに鑑み、後期高齢者医療における一部負担金の引上げの中止のために講ずべき措置について定めようとするものである。

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われることが重要であることに鑑み、地域における農業の持続的な発展を図るために、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険の減少を図るために、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年における企業組織の再編の状況等に鑑み、労働者の保護を図るために、会社が事業譲渡を行う場合における労働契約の承継等について定めようとするものである。

持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、基本原則、国等の責務、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 4.3.15可決 参議院 3.22災害対策特別委員会付託 3.25本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一 地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進に関する規定の追加
国及び地方公共団体が津波対策に係る施設の整備等において特に配慮して取り組むべき事項として、地域の特性に応じた津波避難施設、津波避難施設への避難路等の整備の推進を追加することとする。
- 二 津波対策における情報通信技術の活用に関する規定の追加
国及び地方公共団体は、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保その他の津波対策の推進に当たっては、情報通信技術の活用を通じて、これらをより効果的に行うよう努めなければならない旨の規定を追加することとする。
- 三 国の財政上の援助に関する規定の期限延長
国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和9年3月31日まで延長することとする。
- 四 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとする。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.28農林水産委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、令和4年3月31日をもって失効する現行法の有効期限を更に5年延長し、令和9年3月31日までとするものである。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 3.24災害対策特別委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、豪雪地帯の現状に鑑み、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律により豪雪地帯について総合的な対策を樹立し、その実施を推進するに当たっては、豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえるべきことを目的規定に明記することとする。
- 二 豪雪地帯対策は、国土強靭化の観点を踏まえて雪に強く、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた克雪対策を充実させること及び親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、豪雪地帯における農業、林業その他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行われなければならないとの基本理念を新設することとする。
- 三 国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。
- 四 財政上の措置に関する現行規定を改め、国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画

の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置等を講ずるものとする旨の規定とすることとする。

五 国及び地方公共団体の講ずべき措置として、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等並びに克雪に関する技術の開発及び普及に関する規定を追加することとする。また、国は、地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除排雪の安全を確保するための取組であって豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

六 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができる期限並びに、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限をそれぞれ10年間延長することとする。

七 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.3.25災害対策特別委員会議決)

豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域における除排雪に係る体制の整備に当たっては、除雪機械の更新に配慮するとともに、除排雪に係る人材や事業者の確保、育成及び資質の向上が促進されるよう配慮すること。

二 年ごとに降雪量が大きく変化していることから、大雪・少雪にかかわらず、除排雪に必要な準備・執行を機動的に行えるよう、国は十分な予算措置を講ずること。

三 豪雪地帯の高齢者、障害者等が、その居住する住宅の除排雪について必要な支援を受けることができるよう配慮するとともに、日常生活において使用する道路、旅客施設、官公庁施設、学校・保育園や医療・福祉施設等を積雪時においても円滑に利用することができるよう配慮すること。

四 雪冷熱エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消の推進及び脱炭素社会の実現を図る上で重要な役割を有していることに鑑み、その一層の促進に努めること。

五 総合的な雪情報システムについては、近年における降雪の態様の変化、情報通信技術の発達・普及等を踏まえ、降雪量に関する予測技術の向上など、その改善に努めるとともに、情報が効果的に発信され、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての住民等に的確に伝達されるように運用すること。

六 積雪期における複合災害への対応については、地震、津波等の自然災害に限らず、原子力災害への対応も含め、地域の特性に配慮した施策を策定し、確実に実施すること。

七 地域における除排雪の安全確保等のための交付金その他の措置については、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等により、地域コミュニティによる持続可能な除排雪体制の確保、高齢者等要援護者世帯の住宅の除雪など、地域の実情に応じた対応ができるようにするとともに、十分な予算を安定的に確保すること。

八 近年における電気自動車等の次世代自動車の普及を踏まえ、大雪により車両の滞留が発生した場合における滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努めること。

九 克雪用水の確保のため、河川からの必要かつ十分な量の取水が円滑に行われるよう配慮するとともに、非灌漑期における農業用水の消雪への活用を図ること。

十 除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を促進すること。

十一 豪雪地帯対策の推進に当たっては、地方公共団体や地域住民の意見を聴取すること等により、地域の特性が施策に十分に反映されるよう努めること。

右決議する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第13号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5議院運営委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5議院運営委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 4.3.17可決 参議院 4.5議院運営委員会付託 4.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和する。
- 二、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

こども基本法案(衆第25号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.18内閣委員会付託 6.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、「こども施策」とは、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- 二、こども施策に関し、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重及びこどもの最善の利益、子どもの養育及び子育てについての基本理念を定める。
- 三、政府は、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する年次報告及びその公表並びにこども施策に関する大綱の策定を行わなければならない。この法律に基づく年次報告及びその公表並びに大綱の策定が行われたときは、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく年次報告及びその公表並びに大綱の策定が行われたものとみなす。
- 四、こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置く。これに伴い、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を廃止する。
- 五、こども施策に関し、国及び地方公共団体の責務等を定めるほか、こども施策に対するこども等の意見の反映、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備、関係者相互の有機的な連携の確保、こども施策の充実及び財政上の措置等の基本的施策を定める。
- 六、この法律は、令和5年4月1日から施行する。
- 七、国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の

必要な措置を講ずる。

【附帯決議】 (4. 6. 14内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 こども施策の実施に当たっては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、こどもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を目指すこと。また、社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を担保するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 二 こども施策の実施に当たっては、いじめ、不登校、自殺、虐待等、こどもを取り巻く状況が深刻化していることを踏まえ、関係機関・団体等と連携した包括的な支援等による全てのこどもの生存と安全、教育を受ける権利等の保障、オンライン教育やフリースクールにおける学習活動など多様な学びの在り方を含めた教育を受ける機会の確保に万全を期すこと。また、教育及びこどもの福祉に係る施策のより一層の連携確保を図ること。
- 三 こども施策を実施するための予算及び人員を十分に確保し、全てのこどもの成長の支援に万全を期すこと。また、教育を受ける機会が等しく与えられるよう、義務教育のほか、幼児教育、高等学校教育、大学教育など、教育の全過程について必要な負担軽減及び教育体制の充実に取り組むこと。
- 四 こども施策の実施を中心的に担うのは地方公共団体であることに鑑み、地方公共団体における更なるこども施策の拡充に向けて、財政上の措置を含めた支援について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるとともに、好事例の積極的な横展開に向けた情報共有、周知等に取り組むこと。
- 五 こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見を聞く機会及びこどもが自ら意見を述べることができる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。
- 六 本法に定めるこども施策の基本理念にのっとり、施策を実施する者の視点のみならず、こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを踏まえ、真にこどもの視点に立ったこども施策を実施すること。
- 七 こども施策の実施に当たっては、希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、結婚、妊娠・出産、育児及びこどもの成長に関する支援が切れ目なく行われるよう十分配慮すること。また、これまで支援が届きにくかった中学校卒業後又は高等学校中退後に修学も就業もしていないこどもや若者のほか、性的少数者の当事者であるこどもや若者、同性カップルに養育されるこどもや若者等についても、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援の実施に努めること。
- 八 長引くコロナ禍の影響等により、子育て世帯の生活が厳しさを増していることを踏まえ、子育て世帯への支援の拡充策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- 九 児童手当制度については、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 十 保護者の経済的な状況など生まれ育った環境によってこどもの成長が左右されることのないよう、子どもの貧困率の低減に取り組むこと。
- 十一 保育士や幼稚園教諭を始め、子育て支援の現場で働く職員の更なる処遇改善について検討を行うこと。また、子育て支援の現場で働く職員数の不足等により、必要な支援が停滞するがないよう新たな人材を確保するための方策を検討するとともに、職員の業務負担の軽減に努めること。
- 十二 こどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置について、個人情報の適正な取扱いを確保するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の義務規定を遵守するだけでなく、その基本理念を踏まえ、経済協力

開発機構（O E C D）閣僚理事会勧告も参考としつつ、こども及び父母その他の保護者の私生活の自由等基本的人権に配慮するものとすること。

十三 こどもに関するデータや統計の活用に当たっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築するとともに、収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を必要に応じ国会に報告すること。

十四 日本国内のかども並びにかどもに関わる大人及びかどもを養育中の保護者を含むあらゆる大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むこと。

十五 基本理念にのっとったかども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後5年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

右決議する。

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第29号)

(衆議院 4.4.14可決 参議院 4.14議院運営委員会付託 4.15本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めること。
- 二、調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること。
- 三、調査研究広報滞在費は、議員となった日から任期満限、辞職、退職又は除名によりその身分を失った日まで、日割計算により支給すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第33号)

(衆議院 4.4.26可決 参議院 5.10災害対策特別委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
- 二 関係指定行政機関の長等は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができるとしてとする。
- 三 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとし、この指定があったときは、関係市町村長は、都道県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、津波避難対策緊急事業計画を作成することができることとする。
- 四 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の規定を設けることとする。
- 五 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置の規定を設けることとする。

六 国及び地方公共団体は、特別強化地域において、津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、当該施設等について、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならないこととする。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.5.11災害対策特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の多くは東日本大震災で津波による甚大な被害を受けた地域となることが見込まれることから、東日本大震災からの復興を1日も早く実現すること。

二 本法の特例に基づく集団移転促進事業に対する地方公共団体の取組が促進されるよう、近年実施された集団移転促進事業に係る事例の分析及び整理を行うとともに、必要な情報、ノウハウ及び助言の提供並びに人的支援等を積極的に行うこと。また、同事業の実施に当たっては、防災性の向上に加えて、地域コミュニティの維持及び活性化が十分に確保されるよう、ガイドラインの作成その他の方法により、当該事業に係る地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域を含め、北海道・東北地方は、我が国の食料基地となっていることから、農山漁村地域における防災・減災対策を積極的に推進するとともに、甚大な被害を受けた場合であっても、国民生活が混乱しないよう、食料の確保についてあらゆる手段を講ずること。また、同地方における災害時のエネルギー供給を確保する観点から、電力施設、石油・ガス備蓄施設等における民間事業者の防災対策に対する支援を充実・強化すること。

四 地震・津波災害と原子力発電所の事故等の複合災害への対応についても十分な配慮を行うこと。

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における地震津波避難対策の推進に当たっては、最近の地震被害による教訓も踏まえ、鉄道など公共交通機関の耐震対策を一層進めるとともに、スマートフォンの普及などデジタル化の進展等を踏まえた対策の見直しを行うこと。また、積雪寒冷地域である特性に鑑み、低体温症への対処について防災訓練や防災教育等において周知徹底を図ること。

六 実効ある災害廃棄物処理計画を作成し、速やかに生活環境や公衆衛生の確保が講じられるようにすること。また、感染症の感染拡大時における感染防止策についても十分な配慮を行うこと。
右決議する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第37号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 6.9環境委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の延長を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別遺族弔慰金等の請求期限を10年延長し、施行前死亡者の遺族については石綿による健康被害の救済に関する法律の施行日（以下「施行日」という。）から26年、未申請死亡者の遺族については当該未申請死亡者の死亡の時から25年を経過するまでとする。

二、特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期を10年延長し、施行日から20年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものについても、支給の対象とする。

三、特別遺族給付金の請求期限を10年延長し、施行日から26年を経過するまでとする。

四、この法律は、公布の日から施行する。

五、平成28年3月27日からこの法律の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した労働者等の遺族

に対する特別遺族年金については、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給する。

六、政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

【附帯決議】 (4.6.10環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、石綿による健康被害に対する隙間のない救済の実現に向け、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済措置の内容について、改めて効果的な広報を行い周知の徹底に努めること。

また、本法に基づく特別遺族弔慰金等の支給の請求期限の延長及び特別遺族給付金の対象者の拡大によって対象となると見込まれる者に対しては、丁寧な情報提供を行うこと。

二、国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早期に開始すること。

三、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済制度が、個別的原因関係を問わずに重篤な疾病を対象としていることを踏まえ、労働者災害補償保険法において指定疾病とされている良性石綿胸水、また、石綿肺合併症についても、指定疾病への追加を検討すること。

四、石綿にばく露することにより発症する肺がんについては、被認定者数が制度発足時の推計を大幅に下回っている現状を踏まえ、認定における医学的判定の考え方にはばく露歴を活用することなどについて検討すること。

五、既に前回の施行状況の検討から5年が経過していることを踏まえ、本法附則の規定による見直しほか、改正後の法律について、速やかに施行状況の検討を実施すること。その際、療養者の実情に合わせた個別の給付の在り方、療養手当及び給付額の在り方、石綿健康被害救済基金及び原因者負担の在り方等についても検討を行うこと。

右決議する。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(衆第38号)

(衆議院 4.5.17可決 参議院 5.20議院運営委員会付託 5.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、個人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても国立国会図書館による収集の対象としようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴う出版物の納入義務に関する規定の整備

1 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）により地方公共団体情報システム機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課す。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）により地方税共同機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課す。

二、有償等オンライン資料の収集に関する規定の整備

個人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの（三の2において「有償等オンライン資料」という。）について、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する。

三、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、二及び三の2は、令和5年1月1日から施行

する。

2 経過措置

有償等オンライン資料であって、二の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(衆第41号)

(衆議院 4.5.25可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政庁は、特定労働者協同組合（以下「特定組合」という。）の認定の申請をした労働者協同組合（以下「組合」という。）が次の基準に適合すると認めるときは、特定組合の認定をするものとする。

- 1 その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること
- 2 その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定組合に帰属する旨の定めがあること
- 3 1及び2の定款の定めに反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- 4 各理事の親族等の関係者である理事の理事総数に占める割合が、3分の1以下であること

二、組合は一にかかわらず、その役員のうちに暴力団の構成員等一定の要件に該当する者がある等の場合は、特定組合の認定を受けることができない。

三、特定組合は、監事のうち1人以上は、外部監事でなければならない。

四、特定組合は、厚生労働省令で定めるところにより、事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程並びに役員名簿のほか、厚生労働省令で定める書類を作成し、これを作成した時から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

五、特定組合は、剰余金の配当をしてはならない。

六、特定組合の清算人は、特定組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に對し、出資口数に応じて分配しなければならない。

七、行政庁は、特定組合がその欠格事由等に該当するときは、特定組合の認定を取り消さなければならぬ。また、一の基準のいずれかに適合しなくなったとき等は、特定組合の認定を取り消すことができる。

八、特定組合を公益法人等の範囲に加え、収益事業から生じた所得以外の所得を非課税とする等の措置を講ずる。

九、この法律は、一部を除き、労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。

令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第42号)

(衆議院 4.5.25可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるようにするため、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

二、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえができる

きない。

三、この法律において「令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯を支援するため、令和4年4月28日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

1 都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

2 1のほか、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

四、この法律は、公布の日から施行する。

五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案（衆第43号）

（衆議院 4.5.27可決 参議院 6.13内閣委員会付託 6.15本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「性行為映像制作物」とは、性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいう。

二、性行為映像制作物の撮影に当たっては、出演者に対して性行為を強制してはならないこと、民法その他の法令の規定により無効とされる契約を有効とするものと解釈してはならないこと、刑法、売春防止法その他の法令において禁止又は制限されている性行為等を行うことができるものではないこと等、この法律の実施及び解釈の基本原則を定める。

三、契約締結時の説明義務等を定める契約締結に関する特則、一定期間が経過した後でなければ撮影を行ってはならないといった契約履行等に関する特則、契約の無効、取消し及び解除等に関する特則、公表の停止又は予防を求める差止請求権を設ける等、出演契約等に関する特則を定める。

四、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例として、特定電気通信役務提供者が出演者からの申出に基づき映像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除照会に係る申出期限を7日から2日に短縮する。

五、国は、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとし、都道府県は、その地域の実情を踏まえつつ、国に準じた体制の整備をするよう努めるものとする。

六、出演契約の任意解除等を妨げるため、不実の告知を行い、又は威迫して困惑させた場合や、契約時の説明義務、出演契約書等の交付等義務に違反した場合の罰則を設ける。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日の翌日から施行する。

八、この法律の規定については、この法律の施行後2年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】（4.6.14内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 性行為映像制作物（以下「AV」という。）への出演により甚大な被害が発生していることを踏まえ、性暴力被害者、いわゆる虐待サバイバー・発達特性のある人も含め、全てのAV出演被害者の尊厳と人格を尊重し、被害の予防や救済の実現に万全を期すこと。また、本法が公序良俗に反する契約や違法な行為を容認又は合法化するものではないことを周知徹底すること。
- 二 本法の適切な運用を図るため、本法の趣旨及び内容について関係機関等に周知徹底するとともに、成立に至る経緯について周知すること。また、若年層に対するAV出演被害に関する啓発を行うなど、本法の被害防止・救済に関する広報・普及啓発をより具体的かつ積極的に行うこと。
- 三 AV出演被害者に対する適切な支援を行うため、被害の実態調査を実施すること。また、内閣府におけるAV出演被害対策のための体制を整えること。関係機関・団体と連携し、実効性のある相談体制を構築するとともに、被害者の支援に必要な財政上の措置を講ずること。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、法テラス、インターネットを通じた被害防止・救済に取り組む関係機関、地方公共団体の男女共同参画窓口等の関係構築を促進し、支援環境の整備に努めること。警察における相談支援体制を強化し、女性警察官の配置の強化など、AV出演被害者が相談しやすい環境の確保、傷ついた心理に寄り添う対応の強化を図ること。
- 四 AV出演被害に至る背景となる問題を把握・分析し、包括的な解決に向け必要な取組を推進すること。
- 五 被害者が制作公表者の氏名・住所を知らないまま海外のウェブサイトやサーバーを経由した被害が拡散していることに鑑み、被害者が本法の定める解除、取消、差止請求を実施できるよう必要な支援を行うこと。また、AV出演被害者が拡散防止措置を迅速に、困難なく申請できるよう、時機にかなった必要な支援を行うこと。AV出演被害者救済のためのサイト運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。また、サイト運営事業者自身による契約約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な拡散防止の対応ができるよう環境整備を行うこと。加えて、拡散につながり得る違法なアップロードについて、より厳正に対応すること。
- 六 本法施行後において、差止請求、拡散防止及び被害の相談件数等について実態を把握するとともに、その結果に基づいて検討を行い必要な措置を講ずること。
- 七 AV出演被害については、本法の罰則規定とともに、刑法の強要罪、強制性交等罪等、職業安定法、労働者派遣法、売春防止法、著作権法、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ対策法）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）による厳正な取締りを強化すること。また、本法の趣旨及び罰則規定の意義、本法制定の背景であるAV出演被害の特徴と重大性について、必要な研修を職員に行い、法曹関係者に周知すること。

右決議する。

在外教育施設における教育の振興に関する法律案(衆第51号)

(衆議院 4.6.7可決 参議院 6.9文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、在外教育施設における教育の振興は、在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、及び在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることを基本理念として行われなければならない。
- 二、国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

三、国は、在外教育施設における教育の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、関係省庁相互間その他関係機関、在外教育施設の設置者等の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

四、政府は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならない。

五、文部科学大臣及び外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならない。

六、国は、在外教育施設の教職員の確保、在外教育施設の教職員に対する研修の充実、在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化、在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保、在外教育施設の安全対策、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進、在外教育施設における教育に関する調査研究の推進等について、必要な施策を講ずる。

七、この法律は、公布の日から施行する。

八、政府は、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実の方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

【附帯決議】 (4. 6. 10文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、在外教育施設が自主的な活動として日本語の普及を行うに当たっては、世界各地に日本にルーツを持つ子供たちが在住している現状を踏まえ、日本語指導体制の整備、敬語等を含めた日本語教育内容の充実が図られるよう十分な支援を行うこと。また、在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受け入れを行うに当たっては、教育環境が各国で異なっている等の事情も勘案した上で、当該在外教育施設に適切な支援を行うこと。

二、在外教育施設は国際的な交流拠点や日本文化の紹介の拠点としての機能も有することが法律上明確化されたことを契機として、在外教育施設の自主性を尊重しつつ、その機能強化を図るために支援を充実するとともに、在外教育施設には、海外において日本文化への関心喚起にも資する可能性があることを広く周知すること。

三、在留邦人の子供たちの学ぶ権利を保障する観点から、在外教育施設における教育に関しては、教員の確保、現地採用の教員の待遇、特別な支援を必要とする子供たちへの対応等の課題があることに鑑み、在外教育施設の実態を踏まえ、必要な支援を行うこと。特に、教員の確保に関し、日本国内の学校現場で教員不足が生じている状況を踏まえ、教員不足の解消に向けた取組を推進するなど、都道府県教育委員会等が派遣教員を推薦しやすい環境の整備に努めること。

四、在外教育施設における教育環境が日本国内の学校と同等の水準となることが確保されることを目指すとの本法の基本理念に基づき、在籍する在留邦人の子供たち及び教職員の安全確保や心身の健康の保持増進、ＩＣＴを活用した教育体制の構築等の観点から、施設の安全対策やＩＣＴ環境の整備等に対する支援の充実を図るとともに、養護教諭、スクールカウンセラー、ＩＣＴ支援員等の専門性の高い人材の活用を促進する方策について検討すること。

右決議する。

予 算

令和四年度一般会計予算

令和四年度特別会計予算

令和四年度政府関係機関予算

(衆議院 4.2.22可決 参議院 2.22予算委員会付託 3.22本会議可決)

【概要】

令和2年から深刻化した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、2年近く経過しても終息せず、先行きも不透明な状況にあった。コロナ禍で大きく落ち込んだ日本経済は、感染動向に左右される状況が続き、GDPはコロナ前の水準に回復していない。また、我が国財政は、感染拡大以降、コロナ対策を主とする累次の補正予算編成で大規模な財政支出が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比が2倍を超すなど一層厳しさを増している。

こうした状況の中、令和四年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るとの方針の下に編成され、令和3年12月24日に閣議決定された。

令和四年度一般会計予算の規模は107兆5,964億円（対前年度当初予算比0.9%増）と10年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が67兆3,746億円（同0.7%増）、地方交付税交付金等が15兆8,825億円（同0.4%減）、国債費が24兆3,393億円（同2.4%増）となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は36兆2,735億円（同1.2%増）となった。診療報酬改定においては、看護職員の処遇改善（0.20%増）と不妊治療の保険適用（0.20%増）を実現するとともに、リフィル処方箋の導入（0.10%減）等を行い、改定率は0.43%増（国費292億円増）となった。薬価等は市場実勢価格を反映する等により1.37%減（国費1,570億円減）となった。また、介護・障害福祉、保育等の処遇改善を推進するほか、雇用保険の国庫負担について、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた負担割合の引上げや一般会計からの任意繰入を行う仕組みとされた。このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、水際対策等の推進（217億円）、国立国際医療研究センターの体制強化（14億円）等が計上された。

公共事業関係費は6兆575億円（対前年度当初予算比0.04%増）となった。ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策として、地方公共団体におけるソフト対策推進のため防災・安全交付金（8,156億円）等が計上された。また、単年度主義の弊害是正や建設現場の生産性向上に向け、国庫債務負担行為が新規に2兆1,368億円設定された。

文教及び科学振興費は5兆3,901億円（同0.04%減）となった。小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進等を図るための教職員定数の改善を措置する一方、少子化の進展による自然減等により義務教育費国庫負担金は1兆5,015億円（同1.0%減）となった。また、外部人材の活用（174億円）等により教員が授業等に注力できる環境が整備されることとなった。科学技術振興費については過去最大となる1兆3,788億円（同1.1%増）が計上され、博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保（34億円）等が計上された。

防衛関係費は5兆3,687億円（同1.0%増）となり、10年連続の増額となった。中期防対象経費（デジタル庁計上分318億円を含む）は5兆1,788億円（同1.1%増）となり、令和三年度補正予算と合わせて、ミサイル防衛や南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域の能力強化を推進することとされた。新規後年度負担（総額、デジタル庁計上分189億円を含む）は2兆9,022億円（同11.8%増）が計上された。

地方交付税交付金等は15兆8,825億円（同0.4%減）となった。所得税等の収入見込額の増加に伴い、国税の法定税率が増加する一方、国と地方の折半により負担されてきた地方の財源不足が解消したことにより、特例加算が講じられることとなった。一般財源総額は62兆135億円となり、前年度と実質的に同水準が確保された。

国債費は、24兆3,393億円（同2.4%増）となり、公債残高の増加に伴う債務償還費の増加等によっ

て2年連続の増額となった。内訳は、債務償還費が16兆733億円（同5.5%増）、利払費が8兆2,472億円（同3.0%減）となっている。

このほか、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、前年度当初予算に引き続き新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円が計上された。

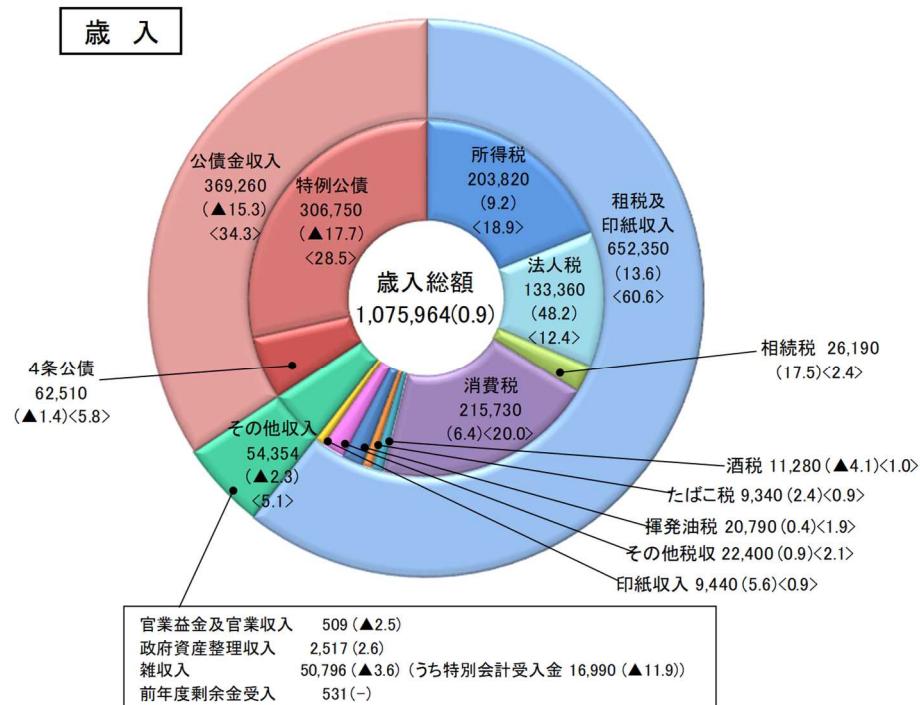
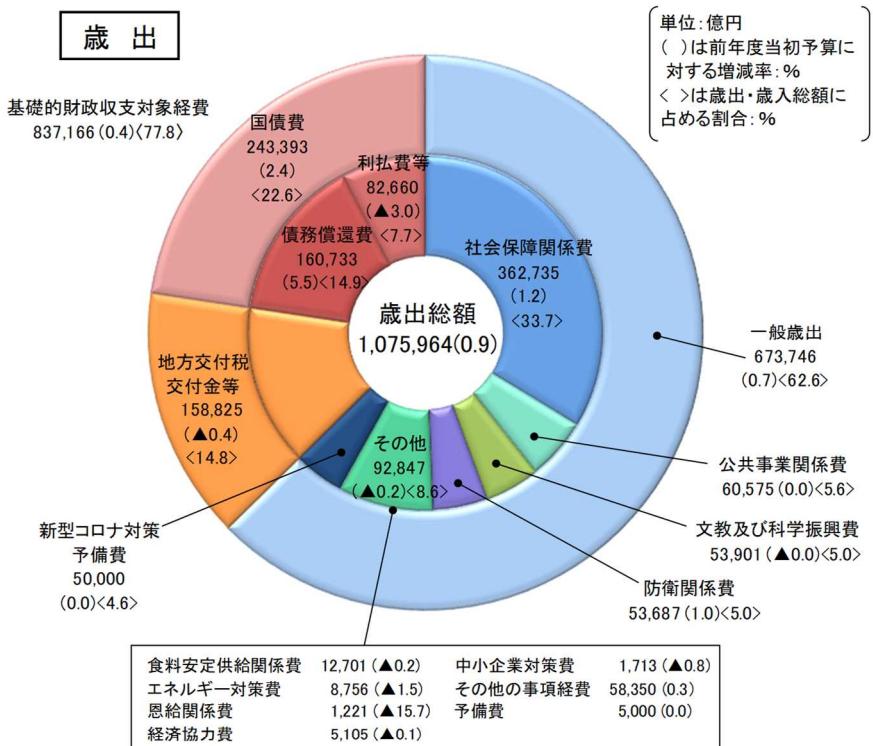
歳入予算については、租税及印紙収入は65兆2,350億円（同13.6%増）となり、過去最高を見込んでいる。企業業績や個人消費の回復により、法人税や所得税等の増加を見込んでいる。

公債金は36兆9,260億円（同15.3%減）で2年ぶりの減額となった。内訳は、4条公債が6兆2,510億円（同1.4%減）、特例公債が30兆6,750億円（同17.7%減）となっている。公債依存度は34.3%となり、前年度当初予算に比べ6.6%ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ3,422億円増加（同0.4%増）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から7.3兆円改善したものの、マイナス13兆462億円の赤字となった。

また、SNAベースの令和4年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス35.0兆円程度（対GDP比マイナス6.2%程度）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,243兆円（対GDP比220%）と見込まれている。

令和四年度一般会計予算の内訳



(出所)財務省「予算の説明」等より作成

令和四年度一般会計補正予算（第1号）

令和四年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院 4.5.27可決 参議院 5.27予算委員会付託 5.31本会議可決）

【概要】

新型コロナウイルス感染者の減少に伴い厳しいコロナ対策が徐々に緩和され、経済活動の回復が期待される中、ウクライナ情勢による資源価格上昇と日米の金利差拡大等による円安の進行で国内物価が高騰し、景気回復を妨げる懸念が高まった。このような認識から政府は、物価高騰の影響緩和等のため、令和4年4月26日に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を、さらに、5月17日に同対策の裏付けとなる令和四年度補正予算を閣議決定した。

令和四年度補正予算は、一般会計歳出において総合緊急対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、公債金の増額を行うものである。

歳出については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費として、原油価格高騰対策 1兆1,739億円、今後への備え 1兆5,200億円（一般予備費4,000億円、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（※）1兆1,200億円）を追加するほか、国債整理基金特別会計へ70億円を繰り入れた。歳入では、公債金（特例公債）2兆7,009億円が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は2兆7,009億円となり、これを加えた令和四年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに110兆2,973億円となった。

※令和4年度当初予算で成立した新型コロナウイルス感染症対策予備費を改組・使途拡大したもの。

令和四年度補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正	歳入の補正
1. コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費	
(1) 原油価格高騰対策	1兆1,739億円
(2) 今後への備え	1兆5,200億円
①一般予備費	4,000億円
②新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	1兆1,200億円
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	70億円
合 計 (A)	2兆7,009億円
当初予算額 (B)	107兆5,964億円
補正後予算額 (A) + (B)	110兆2,973億円
合 計	2兆7,009億円

（出所）財務省資料より作成

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣头条第1号)

(衆議院 4.3.15承認 参議院 3.18外交防衛委員会付託 3.25本会議承認)

【要旨】

この協定は、日米安全保障条約の目的達成のため、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するためのものであって、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与及び手当の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

二、日本国は、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

三、日本国は、アメリカ合衆国政府が施設及び区域に設置される訓練能力に関する資機材及び関連する役務を調達するための経費（当該訓練能力が、日米安全保障条約の目的を達成し、即応性を向上させ、並びに困難を増す安全保障環境において多様な運用上の所要に対応するために抑止力及び対処力を強化すること（合衆国軍隊と日本国の自衛隊の相互運用性を強化することを含む。）に寄与する場合に限る。）、並びに、日米合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が、合衆国軍隊の訓練のための場所を施設及び区域から他の施設及び区域に又はアメリカ合衆国の施政の下にある領域若しくは同国の領域に変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（日本国政府が、相互に適当と判断する経費を日本国が負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。）。

四、アメリカ合衆国は、前記4種類の経費の節約に一層努める。

五、日本国は毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、アメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2027年3月31日まで効力を有する。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣头条第2号)

(衆議院 4.5.12承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.8本会議承認)

【要旨】

政府は、2018年（平成30年）5月の我が国とベトナム社会主義共和国との間の首脳会談において、刑事共助条約の締結交渉を開始することで一致したことを受け、同年12月から同国政府との間で交渉を行った。その結果、条約案文について最終合意をみるに至り、2021年（令和3年）11月24日に東京において、この条約の署名が行われた。この条約は、前文、本文24箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施する。

二、共助には、①証言又は供述の取得、②物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、③人、物件又は場所の見分、④人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、⑤公的機関の保

有する物件の提供、⑥請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、⑦拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、⑧刑事手続に関する文書の送達、⑨犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑩被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中中央当局間で合意されたものを含む。

三、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院を、それぞれ指定する。この条約に基づく共助の請求は、請求国の中中央当局から被請求国の中中央当局に対して行われる。

四、被請求国の中中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。

五、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣條第3号)

(衆議院 4.4.28承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認)

【要旨】

この議定書は、1971年（昭和46年）に効力を生じ、2011年（平成23年）に一部改正された我が国とスイスとの間の現行の租税条約を部分的に改正するものであり、2021年（令和3年）7月16日にベルンで署名されたものである。この議定書は、前文、本文19箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、事業利得について、外国法人又は非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税において、本支店間の内部取引をより厳格に認識する規定に改正する。

二、配当に対する源泉地国における税率について、株式保有割合10パーセント以上かつ株式保有期間365日以上の親子会社間の場合は免税、その他の場合は10パーセントを超えないものとする。

三、利子について、源泉地国免税とする。

四、条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の検討（相互協議）で解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。

五、条約の特典の濫用を防止するための規定を国際標準に沿った内容に改正し、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない規定を設ける。

六、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第4号)

(衆議院 4.4.28承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）との間で、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）に際し、参加する国及び国際機関の陳列区域代表事務所、BIE等が享有する特権及び免除等について定めるものであり、2022年（令和4年）2月15日にドバイで署名されたものである。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国政府は、自国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。陳列区域代表事務所の職員等の博覧会に関する査証は、無償で、かつ、できる限り速やかに発給される。
- 二、日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所及びBIEは、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事实上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。
- 三、陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国法令に従い、関税を免除される。
- 四、博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びBIEの代表者は、博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除を日本国において享有する。
- 五、この協定は、日本国政府及びBIEがこの協定の受諾を通告する公文を交換した日の後30日目の日に効力を生じ、日本国政府とBIEとの間の合意により終了しない限り、博覧会の終了の日の後1年が経過するまでの間効力を有する。

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件（閣條第5号）

（衆議院 4.5.12承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.8本会議承認）

【要旨】

この条約は、1957年（昭和32年）6月25日にジュネーブで開催された国際労働機関（ILO）の第40回総会において採択されたものであり、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めている。

この条約は、前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約を批准するILOの各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。
 - 1 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
 - 2 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
 - 3 労働規律の手段
 - 4 同盟罷業に参加したことに対する制裁
 - 5 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段
- 二、この条約を批准するILOの各加盟国は、一に掲げる強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。
- 三、この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（閣條第6号）

（衆議院 4.5.12承認 参議院 6.1外交防衛委員会付託 6.8本会議承認）

【要旨】

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書（以下「議定書」という。）の規定の修正、実施等について定めるものであり、2012年（平成24年）10月にケープタウンにおいて採択された。この協定は、前文、本文4箇条及び末文並びに1の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、この協定の各条の規定及びこの協定によって修正される議定書の規定を実施する。

議定書附属書の規則の一部の規定は、次の修正に従う。

- 1 議定書附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さに代えて総トン数を使用することを決定することができる。
 - 2 他国の管轄下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従った関係国間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ運航すること等を条件として、議定書附属書の適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、議定書附属書に定める要件を免除することができる。
 - 3 防火、火災探知、消火及び消防、救命設備並びに無線通信に関する一部の規定を修正する。
 - 4 議定書附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査の後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。
- 二、この協定は、国際海事機関の本部において、2013年2月11日から2014年2月10日までは署名のため、その後は加入のため、開放される。
- 三、この協定は、22以上の国であってその漁船（公海を運航する長さ24メートル以上のもの）の総数が3,600隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後12箇月で、効力を生ずる。

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 4.4.28承認 参議院 5.16外交防衛委員会付託 5.20本会議承認)

【要旨】

2018年（平成30年）9月にエチオピアのアディスアベバで開催された万国郵便連合（以下「連合」という。）の臨時大会議において、万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の第十追加議定書及び万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の第二追加議定書が採択された。また、2021年（令和3年）8月にコートジボワールのアビジャンで開催された連合の第27回大会議において、憲章の第十一追加議定書、一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約（以下「条約」という。）が採択された。これらの文書の主な内容は次のとおりである。

一、憲章の第十追加議定書

連合の政府間機関としての位置付けを明確にする。

二、一般規則の第二追加議定書

連合の常設機関の調整委員会を新設するとともに、分担金の未払金額に係る利子の割合を引き下げる。

三、憲章の第十一追加議定書

連合の文書の改正手続を簡素化するとともに、条約の有効期限を廃止する。

四、一般規則の第三追加議定書

諮問委員会の構成や権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大するとともに、分担金の等級についての規定を改正する。

五、条約

現行の到着料率の引上げを行うとともに、一部の郵便物の到着料率を加盟国の指定された事業体が自己申告することを可能とする。

六、各文書の効力発生

憲章の第十追加議定書及び一般規則の第二追加議定書は、2019年（令和元年）7月1日に効力を生じた。また、憲章の第十一追加議定書、一般規則の第三追加議定書及び条約は、2022年（令和4年）7月1日に効力を生ずる。ただし、条約の到着料等に関する部分は、同年1月1日に効力を生じた。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 4.3.25承認 参議院 3.28総務委員会付託 3.30本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と構造改革による支出規模の圧縮に取り組み、事業収入、事業支出とも6,890億円の収支均衡としている。

二、事業計画

令和4年度は、経営計画の2年目として、令和5年度の受信料値下げと衛星波の1波削減に向かう構造改革を迅速かつ着実に実行し、スリムで強靭な「新しいNHK」に向けた取組を強化するとともに、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務における国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供と社会実証の実施、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担と制度の理解促進、グループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化、人事制度改革、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取組強化、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,279億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,151億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等の執行に当たっては、収支均衡を確保すること、受信料引下げの内容を早期に具体化すること、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】(4.3.29総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不斷に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方から公平に代表されることを考慮とともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確實に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律される

ことがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

六、協会は、繰越金や今後の事業収支見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するとともに、受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

また、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への移行による関係者に対する影響等に十分留意しつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

七、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

八、協会は、グループとしてのガバナンスを不斷に強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

九、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十一、協会は、激動する国際情勢や新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十二、協会は、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、ハラスメント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労で亡くなった事実等を踏まえ、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。
右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額9兆6,500億円のうち、令和2年5月19日から3年3月23日までの間に使用を決定した金額は9兆1,420億円で、その内訳は、営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費3兆3,791億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費1兆1,978億円、持続化給付金の支給に必要な経費9,150億円などである。

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年4月7日から3年3月29日までの間に使用を決定した金額は2,838億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費437億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費315億円、大雪に伴う道路事業に必要な経費298億円などである。

令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算額7,944億円のうち、令和2年12月15日に使用を決定した金額は550億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費である。

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 4. 4. 12承諾 参議院 5. 13決算委員会付託 5. 18本会議承諾)

【要旨】

令和2年12月15日に決定した経費増額総額は1,000億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費の増額である。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から11月26日までの間に使用を決定した金額は3兆1,656億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費8,415億円、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費7,310億円、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費5,119億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から11月17日までの間に使用を決定し

た金額は447億円で、その内訳は、政府広報に必要な経費101億円、自衛隊が行う診療等に必要な経費92億円、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費86億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和3年11月26日に使用を決定した金額は23億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

令和3年9月16日に決定した経費増額総額は692億円で、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額である。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に使用を決定した金額は1兆4,529億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費6,670億円、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費4,396億円、検疫業務の実施に必要な経費1,479億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から3月25日までの間に使用を決定した金額は4,033億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費3,499億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費310億円、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費98億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和4年3月4日に使用を決定した金額は300億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

令和4年2月22日から3月29日までの間に決定した経費増額総額は334億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第207回国会 3.12.21決算委員会付託 4.6.15本会議是認)

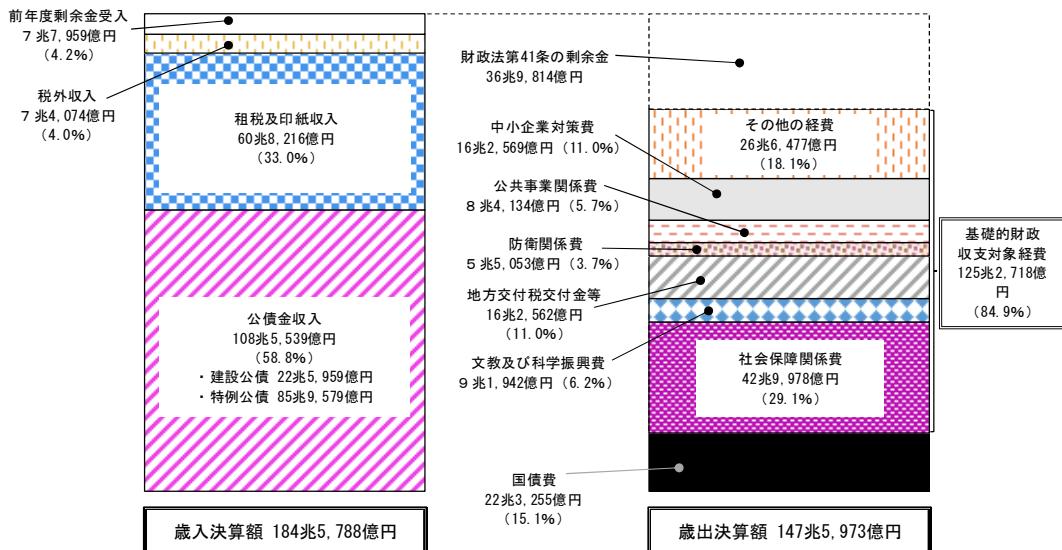
令和二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は184兆5,788億円、歳出決算額は147兆5,973億円であり、差引き36兆9,814億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、令和3年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は4兆5,363億円である。

令和二年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は417兆5,611億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は404兆5,188億円である。

令和二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は82兆2,569億円であり、資金からの支払命令済額は18兆750億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は62兆7,496億円であるため、差引き1兆4,322億円の残余を生じた。

令和二年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆958億円、支出済額を合計した支出決算額は8,040億円である。

〈令和二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) () 内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第207回国会 3.12.21決算委員会付託 4.6.15本会議是認)

令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書における2年度中の国有財産の差引純増加額は7兆3,885億円、2年度末現在額は117兆2,598億円である。

令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第207回国会 3.12.21決算委員会付託 4.6.15本会議是認)

令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書における2年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は204億円、2年度末現在額は1兆2,142億円である。

NHK 決算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 4.6.1本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参議院議員の定数の改正に伴い、常任委員会の委員の数を改めるものであり、その内容は次のとおりである。

一 常任委員会の委員数の改正

内閣委員会の委員の数を21人から22人に改め、文教科学委員会及び環境委員会の委員の数を20人から21人に改める。

二 施行期日

この規則は、令和4年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

規程案

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案(規程第1号)

(参議院 4.4.8本会議可決)

【要旨】

本規程案は、常任委員会合同審査会の会議録について、経費の節減及び議員活動の利便性の向上、情報提供の充実等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

一 常任委員会合同審査会の会議録

常任委員会合同審査会の会議録について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供するものとする。

二 施行期日

この規程は、第209回国会の召集の日から施行する。